

平成26年第1回

定例会

せたな町議会会議録

(平成26年3月5日)

## 平成26年第1回せたな町議会定例会 第1号

平成26年3月5日（水曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 まちづくり計画調査特別委員会報告
- 6 議案第1号から議案第11号、議案第27号から議案第36号を一括上程  
〔平成26年度町政執行方針〕  
〔平成26年度教育行政執行方針〕  
〔平成26年度各会計予算案等に関する提案説明〕  
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 7 議案第12号 平成25年度せたな町一般会計補正予算（第15号）
- 8 議案第13号 平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 9 議案第14号 平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第15号 平成25年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第16号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第17号 平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第18号 平成25年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 議案第19号 平成25年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 15 議案第20号 平成25年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第21号 平成25年度せたな町病院事業会計補正予算（第6号）
- 17 議案第22号 せたな町障害者程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第23号 せたな町行政財産使用料条例等の一部を改正する条例について
- 19 議案第24号 定住自立圏形成協定の締結について
- 20 議案第25号 公有水面埋立免許の出願に伴う意見について
- 21 議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変王する規約の協議について

### ○出席議員（12名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 奥村喜美男君 | 2番 本多浩君  |
| 3番 大野一男君  | 4番 内田尊之君 |
| 5番 熊野主税君  | 6番 石原広務君 |
| 7番 小平久君   | 8番 澤田光子君 |

9番 大湯 圓 郷 君      10番 細 川 伸 男 君  
 11番 平 澤        等 君      12番 菅 原 義 幸 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町                    長    高    橋    貞    光    君  
 教育委員会委員長    梶   田    道    廣    君  
 農業委員会会長      三   上    博    則    君  
 選挙管理委員会委員長    大   坪    観    誠    君  
 代表監査委員        残   間            正    君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副        町        長    高    野    利    廣    君  
 総    務    課    長    西    村    晋    悟    君  
 財    政    課    長    高    田            威    君  
 税    務    課    長    堂    端    重    雄    君  
 町 民 児 童 課 長    中    野    真    一    君  
 保 健 福 祉 課 長    井    口    勝    則    君  
 産 業 振 興 課 長    鎌    田    勝    幸    君  
 建 設 水 道 課 長    丹    羽    光    則    君  
 出 納    室    長    原    田    一    美    君  
 国 保 病 院 事 務 局 長    小    林    安    晴    君  
 産 業 振 興 課 参 事    下    堀            亨    君  
 総 務 課 長 補 佐    高    橋            純    君  
 総 務 課 長 補 佐    中    野    俊    司    君  
 財 政 課 長 補 佐    神    田            昌    君  
 税 務 課 長 補 佐    丹    羽            優    君  
 町 民 児 童 課 長 補 佐    樋    口            靖    君  
 町 民 児 童 課 長 補 佐    佐 々 木    真 由 美    君  
 保 健 福 祉 課 長 補 佐    西    田    良    子    君  
 保 健 福 祉 課 長 補 佐    元    島    敬    二    君  
 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長    横    川            忍    君  
 産 業 振 興 課 長 補 佐    渋    田    彰    人    君  
 産 業 振 興 課 長 補 佐    八    木    忠    義    君

農業センター副所長	三	浦	孝	史	君
建設水道課長補佐	原			進	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	尊	保	和	仁	君
建設水道課長補佐	早	川	泰	二	君
出納室長補佐	関		功	悦	君
国保病院事務局次長	小	板	橋	司	君
総務課主幹	増	田	和	彦	君
税務課主幹	濱	口	喜	秋	君
税務課主幹	佐	々	木	正	君
町民児童課主幹	濱	登	幸	人	君
町民児童課主幹	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課主幹	上	野	宏	行	君
保健福祉課主幹	長	内		京	君
産業振興課主幹	浜	高	正	明	君
農業センター主幹	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
建設水道課主幹	平	田	大	輔	君

《大成総合支所》

総合支所長	岡	崎	邦	三	郎	君
産業建設課長	佐	野	英	也	君	
地域町民課長補佐	木	村	一	男	君	
産業建設課長補佐	沖	崎	孝	純	君	
産業建設課長補佐	杉	村		彰	君	
地域町民課主幹	中	川		讓	君	
産業建設課主幹	久	津	間	智	君	
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治	君	

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒	谷	正	義	君
産業建設課長	福	士	裕	継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	萩	原	勝	幸	君
産業建設課長補佐	松	岡	義	明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅	彦	君
地域町民課主幹	古	畑	英	規	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田 円 裕	君
教育委員会事務局長	篠 塚 三 喜 郎	君
大成教育事務所長	辻 雄 一	君
教育委員会事務局次長	横 川 洋 二	君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	沖 崎 善 光	君
教育委員会事務局主幹	上 野 朋 広	君
教育委員会事務局主幹	丹 羽 小 百 合	君
教育委員会事務局主幹	黒 澤 美 知 子	君
給食センター副所長	早 川 克 紀	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	吉 崎 照 人	君
農 地 係 長	長 内 解 人	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西 村 晋 悟	君
-------	---------	---

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	佐々木 正 則	君
事 務 局 次 長	佐 藤 英 美	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐々木 正 則	君
事 務 局 次 長	佐 藤 英 美	君
事 務 局 書 記	松 林 功	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で全員が出席しており、定足数に達していますので平成26年第1回せ  
たな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、大野一男議員、4番、内田尊之議員を本  
日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から3月14日までの10日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月14日までの10日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 行政報告を申し上げます。

1の工事発注状況でございますが、昨年12月10日から本年2月25日入札分まで別紙のとおり  
であります。町長・副町長の動向につきましても、12月以降1月、2月を別紙のとおり報告さ  
せていただきます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5

○議長（菅原義幸君） 日程第5、まちづくり計画調査特別委員会調査報告を行います。

報告は道道八雲北檜山線の道路改良トンネル化についてです。

委員長の説明を求めます。

大野委員長。

○3番（大野一男君） せたな町議会まちづくり計画調査特別委員会の調査事件、道道八雲北檜山線道路改良（トンネル化）について最終報告を行います。

1、本事件の調査経過と調査日時及び調査資料は報告書記載のとおりであります。

2、調査結果は報告書記載のとおりであり調査終了事項は5番の調査結果に付記されているとおりであります。

これで報告を終わります。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

本件についての委員長報告は質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、道道八雲北檜山線の道路改良トンネル化については報告済といたします。

以上で、まちづくり計画調査特別委員会調査報告を終わります。

◎日程第6 議案第1号ないし議案第11号及び議案第27号ないし議案第36号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 平成26年度せたな町一般会計予算から議案第11号 平成26年度せたな町病院事業会計予算までの11件と議案第27号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第36号 指定管理者の指定についてまでの10件、合わせて21件を一括議題といたします。

最初に、町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 町政執行方針でございます。

平成26年第1回せたな町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げ、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は昨年の町長選挙において町民皆様からの負託を受け、3期目の町政を担わせていただくこととなりました。今、改めてその責任の重さを実感しているところであります。

町長に就任して以来、私は常に地域に軸足を置き、町政運営に全身全霊で取り組んでまいりました。この間、合併後における懸案事項であった行財政改革をはじめ、医療体制の整備、福祉や介護、子育て支援対策、農林漁業等の振興対策など多くの課題を解決できたことは、ひとえに町民の皆様、

議員の皆様の温かいご支援とご協力の賜物と、心から感謝とお礼を申し上げます。

これまでの8年半は、旧町から引き継いだ財政の健全化に重きを置き、組織機構の見直しや職員数の抑制、事務事業の見直しなど、全力を挙げて取り組んでまいりましたが、これからの3年半は、未来に向かって夢と希望を持てるせたな町の新たな飛躍の年と位置付け、時代の変化を見極めつつ、その道筋をしっかりと歩んでまいります。また、地方交付税の合併優遇措置期間が終了し、一本算定に移行となり交付額の段階的な削減がはじまる平成28年度を見据え、第2次行政改革大綱を推し進め、引き続き職員一丸となって行財政改革に取り組んでまいります。

一昨年から2年間実施した住宅リフォーム助成事業は、町民が安心して快適に暮らせる居住環境の整備と、町内建設産業の振興及び雇用の促進、町内経済の活性化を図ることを目的として行ってまいりましたが、予想を上回る大きな経済効果を挙げており、期間を1年間延長し今年度も予算計上いたしました。また、定住対策として新たに今年度から2年間、定住化促進住宅奨励事業を実施し、町内に自ら居住する住宅を新築又は購入する方を支援してまいります。

平成27年9月1日には合併10周年を迎えることから、来年度に開催を計画している記念事業に向けての準備経費とイベントを実施するための経費を予算計上しております。

さて、国は昨年12月24日の閣議において、デフレ脱却、日本経済再生に向けた取り組みの更なる推進を図るための予算となる平成26年度予算政府案を閣議決定しました。この予算の基本方針は、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なき予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るとされております。こうした基本方針に基づいて編成されました国の平成26年度一般会計予算の規模は9兆5,823億円となり、前年度に比べ3兆2,708億円、3.5%の増となり、当初予算ベースでは前年度を上回ったものであります。しかしながら、平成26年度末の国債残高は780兆円程度に達する見込みから、国の財政が引き続き深刻な状態にあることは極めて憂慮すべき事態でもあります。

次に地方財政対策であります。平成26年度においては社会保障の充実分などを含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することが基本とされております。なお、地方交付税にあっては、前年度に比べ総額で1,769億円が減額となったものであります。私は、これら国の予算編成方針や地方財政計画の基本的な考え方を踏まえ、平成26年度予算の編成に当たったところであります。

はじめに、一般会計予算の大要について申し上げます。

一般会計予算の総額は、88億9,191万5,000円となり、前年度に比べ5億9,473万3,000円、7.2%の増となったところであります。

歳出の主なものについて申し上げます。継続事業では、冒頭で申し上げました住宅リフォーム助成事業、老朽化した町有施設の解体工事、がんび岱地区農道整備事業、温泉ホテルきたひやま改修工事、橋梁長寿命化修繕事業などの予算を計上いたしました。

新規事業では、定住対策である定住化促進住宅奨励事業、水産物保管冷蔵施設新築工事、瀬棚小学校校舎外壁改修工事、瀬棚中学校校舎及び屋内運動場耐震改修工事、大成プール改修工事、せたな消防署庁舎新築工事に係る負担金などの予算を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。歳入の6割を占める地方交付税につきましては、普通交付税にあつては消費税率の引上げに伴う支出の増加などを考慮し、前年度比4.4%増、52億2,782万2,000円を計上し、特別交付税にあつては前年度比5.6%減の5億円を計上いたしました。

次に、基金からの繰入れにつきましては、瀬棚小学校や瀬棚中学校の改修工事の財源として公共施設整備基金から5,000万円、生活交通路線維持費補助金や通学定期運賃補助金などの財源として生活交通確保対策基金から3,623万4,000円、このほか4つの目的基金から合わせて3,456万9,000円を計上しております。

地方債では、消防庁舎建設事業債などの適債事業13件のほか、財源不足を解消するための臨時財政対策債、合併特例債を活用した基金造成のための借入れを見込み、前年度比3億3,720万円、59.3%増となる9億610万円を計上いたしました。また、起債償還につきましては、引き続き財政の健全化を図るため、民間金融機関からの借入金である縁故債を繰上償還するために1億3,912万2,000円を計上しております。縁故債の繰上償還や高金利の起債を繰上償還することにより、旧町から引き継いだ212億円の起債残高は、平成26年度末の見込みでは約142億円となり9年間で70億円の削減が図られる見通しであります。

消費税率の引き上げに伴う公共料金等への転嫁につきましては、新年度において適切な料金の改定について検討してまいります。

次に、特別会計であります。9つある特別会計予算の総額は38億1,264万1,000円になりました。前年度に比べ3億7,307万2,000円、8.9%の減となったものであります。

増減の主な要因は、国民健康保険事業特別会計では、保険給付費の伸びなどにより2,856万2,000円の増、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金の伸びなどにより2,067万円の増、介護保険事業特別会計では、保険給付費の伸びなどにより4,427万円の増、簡易水道事業特別会計では、大成区水道施設整備事業を国の大型補正による経済対策事業として平成25年度補正予算により前倒しで措置したことなどから5億3,135万5,000円の減、公共下水道事業特別会計では、下水道整備事業費の伸びなどにより5,515万5,000円の増となっております。

病院事業会計では、収益的支出が13億2,665万7,000円、資本的支出は8,731万8,000円を計上いたしました。医療を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありますが、町民の命を守る公的医療体制を維持、継続するため、地方交付税で措置されるルール分以外に病院事業会計の状況を見極めながら、新年度も引き続き一般会計からの繰入れ措置をしたところであります。

以下、主な施策について申し上げます。

第1に、健やかに暮らせる福祉のまちの推進に努めます。

保健福祉介護施策について申し上げます。

少子高齢化や核家族化の進展に加え、地域住民の生活スタイルが大きく変化するなか、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ちながら、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、介護など各分野が連携を図り、健康づくりの推進や生きがいづくりへの支援、福祉、

介護サービスの提供体制の充実に向け、施策を展開してまいります。

保健施策につきましては、家庭環境や育児環境が変化する中、子どもを安心して生み育てることができるよう訪問相談、各種健診、保健指導などを通じて母子保健事業を推進してまいります。また、各種がん検診、特定健康診査については、きめ細かな受診勧奨を行い、疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、健康相談やこころのケアなど個々の生活習慣に合った健康増進と保健指導を実践し、町民の健康づくりを支援してまいります。

健康相談や各種検診結果を記録している個人健康管理票につきましては、電子データ化を図り、相談指導業務の一層の充実と更なる効率化に努めてまいります。

地域福祉・高齢者施策の推進については、高齢者保健福祉計画第5期介護保険事業計画が今年度、計画期間の最終年となることから、高齢者の今後あるべき姿を想定し、地域において必要とする介護サービスや施策を検討するためアンケート調査を実施し、高齢者の保健福祉、介護サービス、介護予防事業の充実を図るため高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定いたします。また、高齢者の権利擁護や成年後見制度の啓発など相談・支援体制の一層の充実にも努めてまいります。

障害者福祉施策の推進につきましては、第3期障害福祉計画が計画期間の最終年となることから、現行施策の実施状況などを踏まえ、今後必要とする給付や障害者サービスなどの検討を行うとともに、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業の提供に関する第4期障害福祉計画を策定し、障害者サービス等の充実にも努めてまいります。また、障害者雇用の理解を深めるため新たに障害者を雇用する町内事業者に対して支援し、障害者の就労と社会的自立の促進にも努めてまいります。

次に、子育て支援対策につきましては、子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する法律である子ども・子育て支援法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援が一層推進されることとなりました。当町でも安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを充実させるため、3区の保育所、子育て支援センター、学童保育所の運営を行うとともに、保育所での一時保育や延長保育についても継続して行ってまいります。また、子育て世帯の負担軽減を図るため本年1月から子どもの医療費助成を高校生まで拡大しましたが、4月からは常設保育所、へき地保育所の保育料も引き下げることにいたしました。更に、子育て支援事業を推進していくうえで指針となる次世代育成支援行動計画が計画期間の最終年となるため、新たなせたな町子ども・子育て支援事業計画について、子ども・子育て会議での保護者の意見や子育て世帯のニーズ調査の結果を十分反映させながら策定してまいります。

次に、国民健康保険事業については、国民皆保険制度の基盤であり、町が担う国民健康保険は加入者の平均年齢が高いうえに所得が低いといった構造上の問題に加え、高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費は増加の一途をたどっており、一般会計からの繰入金に不可欠な厳しい財政運営を強いられている状況にあります。このような財政状況の改善に向け、保険税の収納率向上対策など給付財源の確保に努めると同時に、年々増加する医療給付水準に相応な税負担について検討しなければならないと考えております。

また、一方では、特定健康診査及び特定保健指導などの更なる取り組みと受診率向上に努め、町民の健康を維持することにより医療費の抑制を図り、安定的な事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、引き続き北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、被保険者の皆様が安心して医療給付が受けられるよう円滑な業務の遂行に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

病院事業につきましては、国保病院及び診療所の連携のもと、町内唯一の救急告示病院として救急医療、あるいは初期医療、慢性期疾患などの対応に努めてまいります。これらの医療体制を維持するため、地域医療を支える医師の確保を最重要課題として取り組んできたところであります。

国保病院においては、常勤医師3名、嘱託医師1名の4名体制により外来、入院診療の充実、24時間体制の救急医療の確立を図ることとしております。また、昨年8月から週2回の整形外科の夜間診療を行い、病院経営の更なる改善を図ってきたところであります。また、国保病院は町民のための病院であるということを再認識するため、昨年第1回病院まつりを開催しましたが、本年度は、現施設が6月で開院40周年を迎えることから5月31日に実施する予定であります。

本年度の主な医療機器の導入では、患者の早期診断に必要な骨密度測定装置、人口呼吸器を整備することといたしました。患者の療養環境改善においては、年次計画で取り進めているベッド頭上ランプ取替工事のほか、病院施設の改修では老朽化が進んでいることから緊急性が高い箇所の屋上防水工事、屋外重油タンク設置工事などを実施してまいります。

次に、瀬棚診療所及び大成診療所におきましては、引き続き両所長に診療にあたっていただけることとなりました。地域医療に対する熱意に深くお礼を申し上げる次第であります。

瀬棚診療所の主な医療機器の導入では、骨塩定量測定装置、心電計を整備いたします。

また、大成診療所新築工事につきましては、平成27年度の開設に向け、整備を進めることとしております。

公的医療体制を今後も継続、維持するためには、患者数の減少による医業収益の減収等、厳しい病院経営となっておりますが、更に収支の改善を図るよう努めてまいります。

第2は、活力に満ちた産業のまちの推進に努めます。

当町の産業を取り巻く情勢は、大変厳しい状況にあると感じております。このようなことから、第1次産業の持続的な発展を図るため、産業団体との協働による施策展開とあわせ、産業後継者などへの支援策の拡充などにより、産業担い手の就業を一層促進してまいります。

はじめに、農業施策について申し上げます。

当町農業の振興につきましては、農業者や関係機関、団体の総意として、平成24年度に策定したせたな町農業振興ビジョンの実現に向け各種対策を進めてまいります。特に平成26年度は米政策の見直しや日本型直接支払の導入など、国の農業政策が大きく変わることから、国や道、農協と連携して、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

農業センターにつきましては、農協や各生産部会からの要望を踏まえ、各種作物の試験栽培やブロッコリーの種苗提供などを実施するとともに、平成25年度から開始したせたな町農業塾を引き続き実施し、農業青年の資質向上と意識の高揚を図ってまいります。

畜産につきましては、近年、家畜飼料の輸入穀物価格が高騰していることから、公社事業による草地整備や公共牧場の運営を引き続き実施するほか、本年度から新たに農家段階の自給飼料生産を支援する畜産粗飼料生産性向上対策事業を実施し、更なる飼料自給率の向上を図ってまいります。

次に、農業、農村整備事業について申し上げます。

生産基盤の整備につきましては、最終年となる小倉山地区の畑地帯総合整備事業を継続実施いたします。また、調査、設計を行っていた北檜山区愛知地区基盤整備事業及び瀬棚区がんび岱地区農道整備事業による防雪柵設置事業も着工いたします。

農業水利施設管理事業では、豊岡排水機場のオーバーホールを継続して行うとともに、それに接続する豊岡幹線排水路の機能回復事業を実施し、農業排水の効率の向上と防災対策に努めてまいります。

次に、林業について申し上げます。

森林の整備、保全につきましては、せたな町森林整備計画を基調に取り組んでまいります。一般民有林につきましては、国の未来につなぐ森づくり推進事業の活用や、除間伐、下刈、作業路などの施業に対する一般民有林造林事業補助などにより、森林所有者の森林整備に対する負担軽減を図るとともに、未利用林地残材の有効活用を図るモデル事業を継続実施し、資源の循環利用を推進してまいります。

町有林につきましては、適切な保全管理と循環型の森林整備に努め、松岡地区の町有林循環造成事業を実施いたします。森林整備につきましては、間伐などと一体となった路網の整備が必要不可欠なことから、北檜山区共和線開設工事を実施いたします。また、鳥獣による人的被害や農林水産物などへの被害を防止するため、引き続き狩猟免許や猟銃を取得される方に対する助成を行い、担い手の育成を図ってまいります。

次に漁業施策について申し上げます。

昨年はサケ、スルメイカ、ウニ漁などの水揚げ不振、更には燃油の高騰高止まり、漁協の繰越欠損金の負担増と相まって、極めて厳しい状況にあることから、なお一層の前浜資源の確保を図るべく、檜山漁業振興基金を活用したウニ種苗購入事業や深淺移植、町産業振興基金を活用しての漁業振興対策事業に取り組むほか、老朽化したひやま漁協瀬棚支所の水産物保管冷蔵施設の整備などを行い、漁業経営の安定化を図ってまいります。

水産種苗育成センターにつきましては、ナマコの種苗を生産するとともに越冬によりサイズを大きくして、各浜に提供しながら前浜の資源確保と漁業経営の支援に努めてまいります。漁業者自らが藻場の保全活動などに取り組む水産多面的機能発揮対策事業につきましては、引き続き支援を行い、前浜の資源回復に向けた取り組みを推進してまいります。

漁港、港湾の整備につきましては、関係機関、団体との連携を十分に図りながら、瀬棚港修築事業や上浦漁港の整備をはじめ施設の適切な維持管理と整備に努めてまいります。また、主要魚種である日本海地域のサクラマス資源回復を図るためには、河川環境の整備が極めて重要であることから、既設ダムの魚道改修などを粘り強く関係機関に要望してまいります。

次に、商工業関係について申し上げます。

商工業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助や中小企業経営安定資金融資事業を継続実施し、経営の自立安定を支援いたします。

観光振興につきましては、観光協会が主体となって執り進めておりますが、滞在、体験型観光の推進や情報発信などに対し継続支援を行うとともに、観光協会の将来を見据えた組織の体制強化に

向け支援してまいります。

温泉ホテルきたひやまにつきましては、施設の老朽化と、いこいの家の廃止に伴い温泉棟などの一部改修工事を実施いたしましたが、本年度も引き続き屋上アスファルト防水改修工事など実施し施設の維持管理に努めてまいります。

再生エネルギーの推進につきましては、平成24年度から瀬棚区西大里地区において、平成29年の運転開始を目途に民間事業者による大規模な風力発電事業計画が進められており、町としても可能な範囲で支援をしてまいります。

第3に、自然と共生する安全なまちの推進に努めます。

地球温暖化防止など、環境を総合的にとらえた施策を町民と一体となって積極的に進めてまいります。まず健康で快適な日常生活を送るうえでは欠かせない上下水道事業などの整備について申し上げます。

水道施設整備事業については、引き続き大成区本陣、都、上浦地区の配水管を布設するほか、北檜山区、瀬棚区の各水道施設についても整備を実施いたします。また、将来、簡易水道事業特別会計を企業会計に移行しなければならないため、水道施設の固定資産台帳作成に係る予算を計上いたしました。水道事業につきましては、今後も安全で良質な水の確保、安定した水の供給、健全経営のもと自立した水道を重点項目と位置付けし、これまで同様努力を重ねてまいります。

次に、下水道事業であります。引き続き北檜山市街地の排水対策として雨水排水管の新設工事を実施するほか、瀬棚区、大成区においても未整備地区に係る汚水管の新設工事を実施いたします。なお、4月1日から施行される消費税法改正に伴う消費税及び地方消費税については、水道使用料、下水道使用料共に転嫁することなく現行使用料のまま据え置き、各町の今後の動向などを踏まえ執り進めてまいりたいと考えております。

環境衛生につきましては、現代社会は物質的に豊かになった反面、大量生産、大量消費により、環境に多くの負荷を与えています。将来にわたり地域の豊かな環境保全に努め、安心して暮らせる生活環境を築くため、家庭ごみ減量化やごみの不法投棄防止の啓発活動に努めるとともに、小型家電リサイクル法に基づく希少金属資源リサイクル化に向けての取り組みを進めてまいります。また、町内会や子ども会などが取り組んでいる資源ごみ回収事業への助成や合併浄化槽設置補助についても継続してまいります。

老朽化が進んでいる大成火葬場につきましては、火葬炉耐火物積替工事を実施し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

防災につきましては、災害発生時に町民に情報伝達を行う防災行政無線が整備後20年経過し経年劣化が進んでいるため、中継局や屋外拡声子局のアンテナ、スピーカーの更新を行ってまいります。また、これまで一般家庭や重要施設に限って設置しておりました防災行政無線戸別受信機につきましては、設置場所の範囲を拡大し、町内にある事業所や事務所などにも設置ができるよう制度を見直し、情報が広くいきわたるよう努めてまいります。大規模災害時に重要となるものとして、自助、共助、精神の向上が重要なカギとなってまいります。大規模災害発生時には、他者の協力がなくては避難することが困難な方もおられます。このように他者の助けが必要な方の一番近くにいるのが家族であり近隣住民であります。自助、共助の考え方を推進しながら昨年度創設した、せた

な町地域活動等推進事業補助金を積極的に活用いただくなど、自主防災組織の設立を後押ししてまいります。

次に、河川の整備についてであります。1級河川後志利別川の内水被害対策として本流の河道改修につきましては、昨年度に引き続き実施予定となっているほか、2級河川太櫓川などの改修工事についても継続して実施される予定となっており、これらの事業の早期完成に向け今後も国や北海道に対して強く要請してまいります。また、平成22年度、23年度と2年続けて内水被害が発生した河川については、真駒内川の改修工事が本格的に着手され、ほかの河川についても早急に対策を講ずるよう関係機関に強く要請してまいります。

次に交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。

当町の交通事故死ゼロは4年間継続しておりましたが、本年1月に死亡事故が発生し、途切れてしまいました。今後は交通事故死ゼロの継続はもとより、交通事故を減少させるよう交通安全協会連合会など関係機関、団体と連携し、交通安全期別運動におけるドライバーへの安全運転啓発や、幼児と高齢者を対象とした交通安全教育など、一層交通事故防止の取り組みを推進してまいります。また、犯罪や事故のない安全で明るく住みよい地域づくりのため、地域や関係機関と連携を図りながら防犯意識の高揚を図るとともに、独り暮らしや高齢者を狙った悪質な訪問販売や振込め詐欺などの被害防止のための情報提供や啓発活動に努めてまいります。

次に町有施設の解体についてであります。温浴施設の統廃合による町民いこいの家、借地に建設されている若松児童館、周辺環境悪化の防止を図るため解体可能な教員住宅や町有住宅34棟、合計36棟を解体し、今後も年次計画により実施してまいります。

第4に、多様な交流を生むにぎわいのある快適なまちの推進に努めます。

定住の基盤となる快適な住環境整備を進めるため、物流の促進、観光振興、高次医療施設への搬送など広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めます。また、地域経済の活性化に重要な役割を担っている地域高規格道路の渡島半島横断道路や北檜山大成線をはじめとする国道や道道、町道の整備、港湾や漁港の整備、バスなど公共交通機関の維持、高度情報通信基盤の充実など、交通、定住を支える生活基盤づくりを推進してまいります。

まず、国道の整備につきましては、渡島半島における交通網の整備は地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に必要不可欠でありますので、地域高規格道路、渡島半島横断道路及び国道229号の整備促進について引き続き要請してまいります。また、平成22年度に国から北海道へ移管された開発道路北檜山大成線につきましては、昨年4月26日に供用開始され新たな交通ネットワークの構築、災害時の孤立集落の解消及び広域観光の促進と産業振興に大きな波及効果が期待されるところであります。

道道の整備につきましては、平成24年度に全線開通した北檜山大成線に係る狭隘箇所改良や越波対策の事業推進と、継続事業である八雲北檜山線の線形改良についても、緊急時の二次医療圏及び三次医療圏となる近隣医療機関との連携を推進することからも早期完成を要請してまいります。

町道の整備につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、東丹羽橋の修繕工事に着手いたします。また、町民に身近な道路であることから引き続き舗装の修繕など維持管理に努めます。

次に、定住の基盤となる快適な住環境の整備についてであります。平成22年度策定の町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化し点在する団地の統廃合を進め、本年度は豊岡下地団地1棟5戸及び役場前B団地3棟12戸を解体し、今後も年次計画により実施してまいります。

第5に、豊かな人間性と文化を育むまちの推進に努めます。

教育は、自己の実現や社会の形成者たる人を育成するという使命を担うものであり、地域社会存立の基盤でもあります。また、歴史の中で継承されてきた文化は、教育の営みを通じて次世代に伝えられ、より豊かなものへと発展していくものであります。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものであります。すべての人に等しく学習の機会が開かれ、生涯を通じ一人ひとりが自己を磨き、豊かな社会を創造できるよう学習活動を支援し、子どもたちが夢と希望を持ち、自ら学ぼうとする意欲を育むための教育の充実と教育環境の整備に努めてまいります。いづれにいたしましても教育委員会や関係機関と連携を図り、自然豊かな町の環境のもと、潤いと活力あふれる人間性豊かな町づくりに努めてまいります。

第6に、みんなで作るまちの推進に努めます。

昨年度に続き、せたな町地域活動等推進事業を実施いたします。この補助制度は、町民主体によるまちづくりの推進を図られることを目的に、町内会等が自主的に行うコミュニティ活動、また自主防災組織を結成し活動する事業に対し支援をしようとするものであります。活発な町内会活動のもとに、是非とも積極的に利用していただきたいと思っております。自治会組織との連携強化を図りながら、町政への理解と関心を一層深め、町民の意見を町政に反映していくよう努めるとともに、町民一人ひとりの思いが、まちづくりに反映されるよう協働によるまちづくりを進めてまいります。また、地域間での相互連携として長万部町、八雲町、今金町、せたな町で組織する北渡島・檜山北部4町地域連携会議においては、口蹄疫等が発生した場合の家畜防疫対策での相互協力協定を締結しており、家畜伝染病予防法に基づき、迅速かつ確かな防疫業務を行うため、各町間の情報を共有し、相互連携、協力体制を築くための広域的な防疫に対応して、本町の第一次産業における安全対策を講ずるものであります。

今後におきましても多種多様な分野において連携した取り組みによるまちづくりを進めてまいります。

最後に東日本大震災被災者支援について申し上げます。

平成23年3月11日、東北地方を襲ったあの東日本大震災から丸3年が経とうとしております。今なお故郷に帰ることができない方や、仮設住宅での生活を強いられている方が大勢おります。一日も早く穏やかな生活に戻れるよう心からお祈り申し上げます。

せたな町では、昨年、一昨年と被災地である福島県の児童を夏休み中の一定期間受け入れ、遊びを通じた体験学習などを企画実行してまいりました。実行委員会の皆様、賛同して頂いた町民の皆様、ご協力を賜りました関係機関の皆様に改めて感謝申し上げます。本年度も引き続きこの受入事業継続のための予算を措置いたしたところであります。今年も被災地児童を温かく受け入れたいとたく、町民並びに関係機関の皆様に協力をお願いいたします。

以上、平成26年度の町政執行に臨む私の所信を申し述べ、町民の皆様、議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） ただいまから10分間休憩いたします。  
再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開します。

次に、教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 平成26年度の教育行政執行方針を申し述べさせていただきます。

近年、教育をめぐって子どもの学ぶ意欲や学力の低下、問題行動など多くの面で課題が指摘されております。教育は、人格の完成をめざし、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものであります。

せたな町教育の推進につきましては、せたなの教育のめざす姿の基本理念であるふるさとを愛し、潤いと活力あふれる人間性豊かな人を育むことを基調に学校教育、社会教育の推進に努めてまいります。また、本年度は、平成22年度に策定した第1次せたな町教育推進計画の最終年度を迎えることから、第1次計画の評価とともに、第2次教育推進計画の策定に向けて教育関係機関や団体などの意見を徴しながら計画づくりに取り組んでまいります。

それでは、主な施策について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。

学校教育の推進にあたりましては、学校教育重点目標である心豊かに学び、せたな町の未来を拓く人を育むことを目標として推進してまいります。

1点目は、幼児教育についてであります。

幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や道徳性の芽生えなど、小学校以降における生きる力や生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っております。

北檜山幼稚園におきましては、家庭との連携を密にし、園児一人一人の発達段階や特性を踏まえ、遊びや様々な経験を積み重ねていく中で、基本的な生活習慣や自立性、協調性、人とかかわる力が身につくように指導の充実を図ってまいります。また、幼稚園から小学校への学びの連続性を維持するため、幼稚園年長児の小学校体験入学や、交流学习を年間指導計画の中に位置づけ、幼・小の連携を一層推進してまいります。

2点目は、義務教育の充実についてであります。

小中学校におきましては、地域や保護者、子どもから信頼される学校づくりをめざすとともに、新学習指導要領にそって確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育活動を推進してまいります。確かな学力につきましては、個に応じた指導やICTを活用するなどし、基礎的、基本的な知識や技能の定着とともに、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を育ててまいります。また、校内研修の充実や授業評価、授業改善に積極的に取り組み、分かる授業の構築を目指すとともに、家庭と連携し家庭学習の定着を図るなど学習習慣を育む取り組みを推進してまいります。

学力向上については、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、各学校における学力向上改善プランにより指導方法の改善、充実に取り組んでまいります。更に、小学校の外国語学習では、ALTの活用はもとより、昨年度から町独自で配置したJ-ALTを有効活用し、児童の英語力のアップを図るとともに、ふるさと教育と自ら解決する力の育成を目指した総合的な学習の時間の充実に努めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、道徳の時間を中核とした全教育活動を通して、自他の尊重や思いやる心、命の尊さ、勤労観、職業観など豊かな人間性と社会性を育ててまいります。また、道徳推進教諭を中心に心のノートを活用した道徳の時間の改善、充実に努めるとともに、参観日等での保護者への道徳の授業公開をしてまいります。

健やかな体につきましては、家庭との連携の基に早寝、早起き、朝ごはんの励行、テレビやゲームの視聴時間の見直しなど、規則正しい生活習慣の確立や体力向上のための運動習慣を身に付けさせる指導に努めてまいります。また、食育教育につきましては、学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や地域の人材及び教育資源を活用した指導、家庭への啓蒙、連携などを通して、健やかな体と食習慣の関わり等についての指導に努めてまいります。

3点目は、特別支援教育の充実についてであります。

特別支援教育につきましては、保護者との共通理解を基盤に、幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成、活用し、個々の力を高め生活や学習上の困難を改善、克服することに努めてまいります。また、幼稚園、保育所をはじめ、小中学校、高等学校や町特別支援教育連携協議会等の関係機関と連携し、研修、実践を深めるとともに、各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援校内委員会、特別支援教育支援員、パートナーティーチャー派遣事業、特別支援教育巡回相談事業における専門員の活用により、児童、生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を展開してまいります。

4点目は、生徒指導についてであります。

管理職のリーダーシップのもと全教職員による生徒指導体制と組織的な対応を図るとともに、保護者や教育委員会等の関係機関と連携を密にした取り組みを進めてまいります。

いじめや不登校への取り組みについては、定期的なアンケート調査や教育相談、家庭訪問等を実施し、実態把握に努めるとともに、保育所、幼稚園、小学校、中学校間の連携を図り、未然防止、早期発見、早期解決に向けて迅速な対応に努めてまいります。また、児童、生徒を取り巻く様々な課題に対処するため、スクールヘルスリーダー派遣事業などを継続し、児童、生徒の指導上の課題に対応してまいります。近年増加傾向にある携帯電話やスマートフォンなどのネット上のトラブル等については、関係機関と連携し、危険性について児童、生徒に指導するとともに保護者への啓蒙、連携に努めてまいります。

5点目は、信頼される学校づくりについてであります。

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校経営について明らかにする取り組みが必要であります。そのためには、経営方針や児童生徒の活動の様子を保護者、地域に周知するとともに、学校への意見や要望を教育活動に反映させるため、自己評価や学校関係者評価等を実施、公表し、地域に開かれ、信頼される学校づくりが推進されるよ

う努めてまいります。

6点目は、教職員の資質向上についてであります。

町民、保護者の学校教育に対する期待に応えるため、校内研修をはじめ、町教育研究会等の活動の充実や各種研修会への積極的参加など、教職員が相互に教育実践力を高める研修活動の充実に努めてまいります。また、教育公務員として地域社会からの尊敬、信頼を得るためにも、体罰やわいせつ行為、交通違反等の不祥事防止や法令遵守など服務規律の徹底を図り、教育公務員としての自覚を深めてまいります。

7点目は、学校並びに児童生徒の安全についてであります。

児童生徒が日常生活の様々な危険に気づき、適切な判断のもと対処、行動し、自らの安全を確保することができる態度や能力を身につけるよう指導してまいります。そのため各学校では、学校危機管理マニュアルをもとに実践的な訓練等を進め、各種災害から自らの命を守る力の育成に努めるとともに、関係機関、団体等と連携、協力しながら、登下校時や校外活動における児童生徒の安心、安全を図ってまいります。

8点目は、教育環境の整備についてであります。

教育環境の整備につきましては、改修工事として、久遠小学校の屋上フェンス並びにボイラー室改修をはじめとして、瀬棚小学校の外壁改修、受変電設備改修のほか瀬棚中学校の一階屋上防水改修、給水管改修などを予定しております。耐震改修工事としては、瀬棚中学校校舎並びに体育館の耐震改修を予定しております。このほか、緊急性や重要性を考慮して計画的に安全で適切な学習環境の整備に努めてまいります。

次に、社会教育についてであります。

社会教育の推進にあたりましては、社会教育重点目標である心豊かに学び、ともに高めあうせきたな町をめざすことを目標として推進してまいります。

1点目は、充実した学習機会の提供についてであります。

町民一人一人が、生涯にわたり、生きがいと潤いのある人生を過ごすため、主体的な学習活動を通し、学ぶことの喜びを感じながら、自らを高めることが大切であることから、当町の豊かな自然環境や地域の教育資源などを活かし、ふるさと学習講座を実施し、体験活動の充実に努めてまいります。また、子ども育成会、女性団体などに対する活動支援を行うとともに、高齢者大学の充実を図り、高齢者が主体的となって活動できるよう努めてまいります。

地域教育力の向上につきましては、生涯学習講座、学校開放講座、学びあいネットワーク交流事業を実施し、学習機会の充実に努めるとともに、地域ボランティアによる学校支援体制の充実を図ってまいります。

読書活動につきましては、本年度に策定する第2次子ども読書活動推進計画を基調とし、読み聞かせボランティアの皆さんとの連携によるブックスタート事業などを開催し、読書活動の充実に向けて努めてまいります。

2点目は、青少年の健全育成についてであります。

子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭における教育力の向上が益々重要となっております。家庭教育は基本的な生活習慣や社会的マナーなどを身につける上でその役割は大きく、

すべての教育の出発点として生涯学習社会の基礎づくりを担うことから、家庭の教育力向上や子育てに関する学習機会の充実に努めてまいります。また、町外での宿泊研修を通じたジュニアリーダー養成事業を継続実施し、青少年の育成に努めてまいります。

3点目は、芸術、文化の振興についてであります。

芸術、文化の振興につきましては、優れた鑑賞機会の充実に向けて、北海道人形劇フェスティバルや京都大学音楽部交響楽団コンサートを実施するとともに、文化講演会の充実に努めてまいります。また、文化祭の作品展示会や芸能発表会など文化活動の主役である文化協会に対する支援に努めるとともに、文化財等の保護、保存につきましても郷土資料館等での適切な維持管理に努めてまいります。

4点目は、スポーツの振興についてであります。

スポーツの振興につきましては、誰もが気軽に生涯にわたってスポーツ活動に親しむことのできるようスポーツ教室やスポーツ大会を継続実施するとともに、新たに青少年を対象としてスポーツ講座を開催し、専門性の高い学習機会の提供に努めてまいります。

海洋スポーツにつきましては、学校での授業や体験学習などの普及活動をはじめ、B & G海洋クラブの自主活動を支援するとともに、指導者の育成・確保を図ってまいります。また、青少年のスポーツ活動を奨励するとともに、全国大会へ出場する野球少年団への助成などに支援をしてまいります。

スポーツ施設の整備につきましては、大成区のプール改修、北檜山スポーツ公園のフェンス改修などを行い、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

5点目は、国際理解、姉妹都市交流についてであります。

国際理解、姉妹都市交流については、国際交流のつどいをはじめ、姉妹都市交流推進協議会が主体となって実施しているアメリカ・ハンフォード市との姉妹都市交流を支援してまいります。ハンフォード市との訪問交流につきましては、両姉妹都市協議会において無理のない範囲での相互交流が合意されており、本年度より当町からの中学生派遣を毎年実施する予定であります。姉妹都市交流の輪がさらに広がることを期待しております。

以上、平成26年度の教育行政の執行にあたり基本方針を申し述べさせていただきました。

教育を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、町民の皆様の教育行政に対する期待に応えるため、学校、家庭、地域との連携を十分に図りながら、教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民皆様並びに町議会議員の皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 次に、議案第1号から議案第11号までと議案第27号から議案第36号まで21件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは、上程されました議案第1号から議案第11号までの11件の予算関係についての議案を一括してご説明申し上げます。

まず議案第1号 平成26年度せたな町一般会計予算の総額は88億9,191万5,000円であります。

歳出予算に計上した主なものを申し上げます。2款総務費では、昨年に引き続き住宅リフォーム助成金や合併特例債を活用しての地域振興基金への積立金、生活交通路線維持費補助金、町有施設解体工事費のほか、新たに定住化促進住宅奨励金について計上をいたしました。

3款民生費では、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などへの繰出金、老人ホーム運営費、重度心身障害者、ひとり親家庭等への医療費助成金について計上いたしました。

4款衛生費では、町民の健康を守る各種検診経費やインフルエンザワクチンなどの予防接種経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、公営温泉浴場管理費経費、北部桧山衛生センター組合負担金について計上いたしました。

5款労働費では、季節労働者就労前健康診断助成金などの雇用対策費について計上いたしました。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や畜産担い手育成総合整備事業費、豊岡排水機場設備改修工事費、がんび岱地区農道整備事業費、林道専用道共和線開設工事費、農業センターや水産種苗育成センター運営費、水産物保管冷蔵施設新築工事費について計上いたしました。

7款商工費では、商工会や観光協会への補助金、各観光施設等への維持管理経費、温泉施設の指定管理料のほか、温泉ホテルきたひやま改修工事費について計上いたしました。

8款土木費では、熱源供給施設管理費や道路維持・補修費、除排雪業務委託費等のほか公共下水道事業特別会計への繰出金、東丹羽橋補修工事、町道北檜山駅線舗装補修工事費、港湾建設費について計上いたしました。

9款消防費では、消防庁舎の新築や消防緊急デジタル無線の整備に係る檜山広域行政組合負担金、防災行政無線管理費について計上いたしました。

10款教育費では、義務教育、幼稚園、社会教育、保健体育に係る経費のほか、瀬棚小学校校舎外壁改修工事、瀬棚中学校屋内運動場や校舎の耐震改修工事、大成プール改修工事について計上いたしました。

11款公債費では、一般償還金のほか民間からの借入れ資金を繰上げ償還するための予算を計上いたしました。

12款職員給与費では、特別職3名、一般職160名分の給料、諸手当等について計上いたしました。

一方、これに対する歳入であります。自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では国の地方財政計画に基づき、普通交付税及び特別交付税の合計で57億2,782万2,000円を見込み計上いたしました。地方債についても臨時財政対策債や合併特例債を活用しての地域振興基金造成事業債など15件の借入れを計上し、収支の均衡を図ったものであります。

議案第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は17億4,736万5,000円で保険給付金等の経費を計上しております。

議案第3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億4,241万9,000円で後期高齢者医療広域連合交付金等の経費を計上しております。

議案第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は10億3,721万5,000円で保険給付費等の経費を計上しております。

議案第5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は4,138万円で通

所介護サービス事業費や介護予防支援事業所等の経費を計上しております。

議案第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は2億8,029万9,000円で水道施設の維持管理経費や水道施設整備費工事費等の経費を計上しております。

議案第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は2,979万9,000円で営農用水道施設の維持管理経費や施設改良経費等を計上しております。

議案第8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は4億7,163万3,000円で施設の維持管理経費や下水道新設工事費等の経費を計上しております。

議案第9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は639万5,000円で漁業集落排水施設の維持管理経費等を計上しております。

議案第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は5,613万6,000円で風力発電施設の維持管理経費等を計上しております。

議案第11号 平成26年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収支の支出が13億2,665万7,000円、資本的収支の支出は8,731万8,000円を計上したものであります。

以上が予算関連議案11件の概要であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第27号から議案第36号についての提案理由をご説明申し上げます。

議案第27号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。自己所有に属する住宅に居住している職員等の住宅手当1,000円でございますが、これを廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第28号 せたな町税条例の一部を改正する条例についてであります。平成26年度から公衆浴場としての役割を担うこととなる入湯税納税義務者である温泉ホテルきたひやま及び国民宿舎あわび山荘については、宿泊を伴わない入浴客に対しての入湯税を課さないこととし、他の納税義務者についても同様の取り扱いとするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に議案第29号 せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町除雪サービス事業において、除雪の掻き手と直接契約を行うサービス利用者に対し除雪費用の助成をし、多様なニーズに対応したサービスの提供と高齢化により困難となっている掻き手の確保ができるよう、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第30号 せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例についてであります。本町の産業の担い手の減少が進む中、町内外からの担い手の就業を一層促進するとともに、就業時の初期負担の低減等を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第31号 せたな町国民宿舎条例の一部を改正する条例についてであります。国民宿舎利用者へのサービス拡大を図るため、宿泊施設使用料上限額を増額するとともに、消費税率の変動への対応として使用料のすべてを税抜き表示とすることから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第32号 せたな町防災行政無線施設管理条例の一部を改正する条例についてであります。防災行政無線戸別受信機について、希望する町内の事業所等にも貸与できることとし、設置負担額や要件の明確化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第33号 せたな町の営農用水道等給水条例の一部を改正する条例についてであります。大成区水道施設整備事業の一部完成に伴い、現行定額料金制度の砂貝取潤簡易給水施設、中貝取潤簡易給水施設、平浜飲料水供給施設を廃止し、平成26年4月1日から久遠簡易水道に統合し、計量給水料金制とすることに加え、給水区域の表示を統一するため、本条例の一部を改正しようとするのであります。

次に議案第34号 指定管理者の指定についてであります。せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定するものであります。

次に議案第35号 指定管理者の指定についてであります。せたな町米乾燥貯蔵施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行なわせるため、指定管理者を規定するものであります。

最後議案第36号 同じく指定管理者の指定についてであります。せたな町玄米ばら集出荷施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

以上21件の議案について、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします

ただ今、議題となっています21件の予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第11号までと議案第27号から議案第36号までの21件の予算関連議案は、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

したがって、直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これにただいま議題としている21件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。

ここで、予算審査特別委員会は別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後12時00分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

予算審査特別委員会委員長に小平久議員、副委員長に細川伸男議員が互選された旨報告がありました。

直ちに昼食休憩に入ります。

再開は午後1時とします。

休憩 午後12時01分

再開 午後13時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

これより議案審議に入ります。

◎日程第7 議案第12号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第12号 平成25年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その1の1ページからでございます。議案第12号 平成25年度せたな町一般会計補正予算第15号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に5億7,084万9,000円を追加し、総額を93億234万8,000円とするものでございます。

その主な内容は、各種事務事業の執行状況による予算精査のほか、減債基金などへの積立てや病院の不採算経費分、大成診療所を改築分に係る病院事業会計への繰出、国の大型補正による経済対策事業として前倒しで措置することとなった、消防救急デジタル無線共同整備事業実施に伴う檜山広域行政組合消防費負担金、その他行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

また、予算にあわせまして、繰越明許費の設定5本と債務負担行為追加1件、地方債の追加1件、変更5件をお願いしております。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 議案その1の6ページをご覧ください。第2票繰越明許費の設定でございます。翌年度に繰越しをお願いいたします事業は5事業ございまして、まずは病院事業会計繰出金につきましては、大成診療所の改築工事に係る経費を前倒しで予算措置するもので、繰越額は1億1,299万7,000円でございます。次に働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業につきましては、国の大型補正に伴う新規事業でありまして、平成21年度から24年度に乳がんや子宮頸がんのがん検診推進事業の対象となった方で、健診未受診の方への受診勧奨や平成26年度の対象者への受診勧奨を行うための経費を前倒しで予算措置するもので、繰越額は148万1,000円でございます。愛知地区基盤整備事業及びがんび岱地区農道整備事業につきましても、国の大型補正に伴う継続事業の負担金でございまして、愛知地区基盤整備事業につきましては、緊急を要する排水路の用地確定測量、またがんび岱地区農道整備事業につきましては、防雪柵設置に係る用地確定測量に係る経費をそれぞれ前倒しで予算措置するもので、繰越額は愛知分は3万円、がんび岱分は40万円でございます。檜山広域行政組合消防費負担金につきましても、国の大型補正に

伴う事業負担金でございまして、消防救急デジタル無線共同整備事業に係る経費を前倒しで予算措置するもので、繰越額は8,583万1,000円でございます。繰越総額は2億73万9,000円で、このうち一般財源は4,980万9,000円を見込んでおります。

8ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加でございます。中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金は、平成25年度に借入れた中小企業経営安定資金融資に対する利子補給となっており、平成26年度から30年までの債務負担をお願いするものでございます。

次のページになります。第4表地方債補正の追加及び変更でございます。追加につきましては、消防救急デジタル無線の共同整備に係る消防救急デジタル無線共同整備事業債8,580万円の追加をお願いするものでございます。起債方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。また、変更につきましては小倉山地区畑地帯総合整備事業については、がんび岱地区農道整備事業や林業専用道共和線開設事業の入札執行による額の確定に伴う減額分の流用による増額となっており、また、そのほかは入札執行による額の確定に伴う減額をお願いするものでございます。なお起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

続きまして、事項別の説明でございますが、事前に配付しております補足資料A3の三枚目ものとなっておりますけれども、それを基に説明させていただきます。

それでは2ページ目の歳出からご説明いたします。このたびの補正につきましては、事業の精査による減額や燃料費、光熱水費の精査によるものが主なものとなっておりますので、それらを省きながらご説明させていただきます。また内容につきましては、事前にお目通しをいただいていると思いますので、私からはその主なものについてのみ簡略に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まずは2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費3億409万2,000円の追加でございます。議案書では24ページになります。25節積立金は、交付税の確定と基金利息分の精査により減債基金に6,353万2,000円、生活交通確保対策基金に1億7,000円、スポーツとを文化振興基金に1,999万9,000円、公共施設整備基金に1億16万7,000円、産業振興基金に、2,033万円6,000円の積み立てをそれぞれお願いするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉1,634万5,000円の追加でございます。議案書では28ページから29ページになります。13節委託料は、法改正に伴う障害者福祉管理システムの改修と入所者が見込みより少なかったことに伴いまして、指定管理料が発生したということによる、障害者グループホームのぞみへの指定管理料の追加をお願いするものでございます。20節扶助費は、自立支援医療給付費や障害者福祉サービス給付費等の利用者の増に伴う追加をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費2億6,545万3,000円の追加でございます。議案書では32ページになります。28節繰出金でございますが、病院事業会計への繰出金につきましては、本年度決算段階で入院収益や外来収入の落ち込みなどから9,700万円ほどの赤字が生じる見込みとなっておりますので、一般会計からの同額の補てんと大成国保病院が、北檜山国保病院から合併時に健全化運営資金として貸付けを受けました、借入金を返済するため6,000万円、並びに大成診療所の改修分として1億1,351万1,000円の繰出しをお願いするも

のでございます。なお大成診療所の合併時に不採算分については、今回の返済によりまして借入れ残額は6,000万円となります。

6款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設管理費105万2,000円の追加でございます。議案書では36ページになります。11節の需用費は、老朽化によるふれあいプラザなどの農業施設の修繕に係る経費の追加をお願いするものでございます。

次に3ページをお開き願います。7款、1項共に商工費、5目国民宿舍あわび山荘管理費248万9,000円と、6目温泉ホテルきたひやま管理費64万2,000円の追加でございます。議案書では40ページになります。国民宿舍あわび山荘管理費は、施設改修や燃油の値上げ等による経費増加分や国民温泉保養センターの廃止に伴う施設備品の整備に係る指定管理料の追加、また温泉ホテルきたひやま管理費は、燃油の値上げ等による経費増加分に係る指定管理の追加をそれぞれお願いするものでございます。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費190万1,000円の追加でございます。議案書では42ページになります。11節需用費は、老朽化による瀬棚区の水産物荷捌所照明器具や上架施設油圧機器の取替え修繕に係る経費の追加をお願いするものでございます。15節工事請負費は、転落事故防止のための安全対策を図るため、瀬棚港内への警戒標識の看板設置に係る経費の追加をお願いするものでございます。

9款、1項、1目共に消防費8,148万7,000円の追加でございます。議案書では44ページになります。19節負担金補助及び交付金は、檜山広域行政組合消防費負担金として消防救急デジタル無線共同整備事業に係る分などの補正をお願いするものでございます。

10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設管理費131万5,000円の追加でございます。議案書では51ページから52ページになります。11節需用費は、老朽化した真駒内球場ブレーカ検収ボックスなどの修理に係る経費の追加をお願いするものでございます。15節工事請負費は、老朽化により倒れているB&G体育館入り口外灯や町民体育館渡り廊下防水工事に係る経費の追加をお願いするものでございます。

これらにかかる歳入でございますが、1ページをお開き願います。

2款地方譲与税、1項、1目共に地方揮発油譲与税2,196万9,000円の減額でございます。議案書では12ページになります。昨年の予算編成時においては、政権交代の影響などからこの部分の額については直接国から示されておらず、町村会などからの情報をもとに予算を措置したところでございますが、誤差が生じ現在の収入状況などを勘案し、精査したものでございます。

9款、1項、1目共に地方交付税4億4,017万4,000円の追加でございます。議案書では12ページになります。普通交付税の確定に伴う追加となっております。なお内容につきましては、昨年8月19日開催の全員協議会での説明のとおりとなっておりますので、ここでは割愛させていただきます。

14款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金699万9,000円の追加でございます。議案書では17ページになります。地域づくり総合交付金で、温泉ホテルきたひやま改修事業分として780万円が追加交付されたことなどによる追加となっております。5目農林水産業費道補助金6,121万円の追加は、議案書では17ページから18ページになりますが、大成診療所の

改築に係る森林整備加速化・林業再生事業交付金などとなっております。

16款、1項共に寄附金、1目一般寄附金1、115万3,000円の追加でございます。一般寄附金の395万円につきましては、町内に在住の方おひとりと、1団体からの寄附分でございます。また貝取潤温泉公社寄附金につきましては、貝取潤温泉公社の一般財団移行に伴う公益的目的財産の支出にかかり、当初出資償還金で補正させていただいておりましたが、公社を担当する会計事務所からの指導により、今回償還金からの振替えをお願いするものでございます。

20款、1項共に町債、4目消防費8、250万円の追加でございます。消防救急デジタル無線共同整備事業債の追加などとなっております。

ただいまご説明いたしました内容により、一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。

最初に、歳出全款について質疑を許します。

細川議員。

○10番（細川伸男君） 商工費ですけれども、その商工費の中で国民宿舎あわび山荘とその下の温泉ホテルきたひやま、これの燃料の高騰により追加で出てますけれども、今後、例えば燃料費が下がった場合には、委託料の減額をする考えがあるのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 議案書のページ数おっしゃっていただけますか。

○10番（細川伸男君） 補足資料の商工費の3ページです。上から2番目の商工費です。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 細川議員の質問ですけれども、確かに今回A重油が高騰したということで、管理協定書の中にありますとおり、物価水準等上がった場合については協議をするということになっております。ただ協定の中には減額になった場合という規定が無いわけでありまして、これまでそういうことがなかったと認識しております。今後そのような場合があらうかということ、今の指定管理期間が26年度までとなっておりますので、次回の協議の中でその辺も含めて検討をしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○10番（細川伸男君） わかりました。それで増額分については協議することになっているけれども、それにしても、じゃあどのくらいの範囲の中で増額を認めるのかどうなのか。例えば、1円、2円の範囲なのか。極端に言ったら10円以上、上がらなかつたら認めないのか。その辺もある程度明確にしておいたほうがいいのかなど。出すことばかりではなくて、予算を持ってやってる以上は、下がった場合の減額という部分も視野に入れて、今後協議すべきかと思っておりますけれども、その辺の見解も併せて。

○議長（菅原義幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ご指摘のとおり高騰した場合の基準は確かにございません。ということで、それらも含めまして今後検討したいと思います。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

○10番（細川伸男君） はい。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

なければ次に歳入全款について質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） では次に再度歳入歳出全款の質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

つづいて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第13号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第13号 平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その1、55ページからです。議案第13号 平成25年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に3,316万9,000円を追加し、総額を17億5,871万2,000円とするものでございます。

その主な内容は、退職被保険者等の療養給付費や高額療養費、国庫補助金等の精算返還金、施設整備費や運営費補助分に係る病院事業会計への繰出金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

中野町民児童課。

○町民児童課長（中野真一君） それでは歳出からご説明申し上げますので議案書の63ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正額53万1,000円の追加、これは人件費等精査による減額と国保情報データベースシステムのサポートが本年4月9

日に終了することに伴い、改修経費99万8,000円を計上したためであります。

2項徴税費では、補正額10万2,000円の減額、事務費等の精査によるものでございます。

次のページ64ページになります。2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職者被保険者等療養給付費で1,000万円の追加、退職被保険者の療養給付費の月平均支出額が見込みを上回っているため追加をするものでございます。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で疾患者数の見込みにより300万円の減額、2目退職被保険者等高額療養費では500万円の追加、4項出産育児諸費では6万円の減額、5項葬祭諸費で18万円の減額、これらは対象人数の減少が見込まれるため減額を行うものでございます。

6款介護納付金では、補正額36万2,000円の減額、これは支払基金への納付額確定により減額するものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金では562万6,000円の減。

次のページ66ページになります。3目保険財政共同安定化事業拠出金で763万円の減で、いずれも額の確定に伴う減額でございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、補正額114万7,000円の減額、これは特定検診受診者数の減などによるものであります。

次に67ページになります。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金で、補正額は1,359万3,000円の追加、これは前年度の療養給付費負担金などの額の確定に伴い国庫補助金の返還金が生じたので、追加をお願いするものでございます。2項他会計繰出金では、国保病院や診療所の運営費と施設整備に係る国庫補助金の確定に伴い、病院会計への繰出金2,228万9,000円の追加をするものでございます。

歳出合計では補正額3,316万9,000円の追加をお願いするまででございます。

これに対する歳入ですが、戻りまして60ページをご覧ください。3款国庫支出金、1項国庫負担金では、補正額1,840万円の減額、内訳としまして1目の療養給付費等負担金で1,672万4,000円の減額、2目の高額医療費共同事業負担金で140万7,000円の減額、3目の特定健康診査等負担金で26万9,000円の減額、これらの減額は実績による精査や額の確定によるものでございます。2項国庫補助金、1目財政調整交付金で、補正額739万3,000円の減額、これは支払基金からの共同事業交付金が増額となることから減額を見込んだものであります。

4款療養給付費交付金では、補正額1,500万円の追加で、歳出の退職被保険者に係る療養給付費の増額に伴い、社会保険診療報酬支払基金からの交付金が増額となるものでございます。

61ページでございます。6款道支出金、1項道負担金で補正額167万6,000円の減額、高額医療費共同事業負担金などの額の確定に伴い減額するものでございます。

7款共同事業交付金で補正額3,174万7,000円の追加、高額医療費共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金の額の確定に伴い増額するものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金で補正額288万7,000円の追加、1節の保険基盤安定繰入金から3節の一般会計繰入金まで額の確定に伴い精査したものでございます。

62ページでございます。10款、1項共に繰越金では991万4,000円の増額、歳出の一般被保険者療養費と前年度分の国庫負担金等に係る精算返還金を前年度繰越金から充当するため増額を行うものでございます。

11款諸収入、2項の雑収入で109万円の追加、1節の第三者納付金で国保連合会へ委託していた交通事故による医療費の求償金額が確定したための増額が主なものでございます。

ただいまご説明した内容により国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案14号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第14号 平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは69ページからでございます。議案第14号 平成25年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に135万9,000円を追加し、総額を1億2,337万6,000円とするものでございます。

その主な内容は、事務費の精査のほか肺炎球菌予防接種事業などの特別対策補助金としての一般会計への繰出金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは議案書は73ページをお開き願います。歳出からご説明

いたします。1款総務費、1項総務管理費で16万3,000円の減額、2項徴収費で5万8,000円の減額、いずれも事務費精査により減額をするものでございます。

3款、1項共に保健事業費で161万5,000円の追加、これは今年度から肺炎球菌ワクチン予防接種費用などの健康増進事業に対して広域連合から補助金が交付されるため、それを一般会計へ繰出しするものでございます。

74のページでございます。4款諸支出金で3万5,000円の減額、これは保険料還付金の支出見込みにより減額をするものでございます。

以上歳出で135万9,000円の追加でございます。

これに対しての歳入ですが、戻りまして72ページをご覧ください。3款繰入金、1項一般会計繰入金で21万2,000円の減額、これは事務費等の精査により減額をするものでございます。

5款諸収入、2項雑入で158万円の追加、これは先ほど歳出で申し上げました健康増進事業に対しての補助金などにより増額をするものでございます。

6款広域連合支出金では1万2,000円の減額、町広報誌掲載事務費の見込みにより減額するものでございます。

ただいまご説明した内容により後期高齢者医療特別会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第15号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第15号 平成25年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の75ページからでございます。議案第15号 平成25年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算第4号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,130万7,000円を追加し、総額を10億792万6,000円とするものでございます。

その主な内容は、保険給付費では各種介護サービス給付費の精査、地域支援事業では各種サービス事業費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） それでは議案書の82ページの歳出よりご説明いたします。1款総務費、1目一般管理費、補正額50万3,000円の増額の主なものについては、13節委託料、介護保険システム改修業務の増、それから14節使用料については、コピー機の使用料を住民参加型事業実施による経費負担としたため40万円の減となったものであります。3項1目の介護認定審査会費は補正額がありませんが、9節旅費で細節内で附則する分を精査するものでございます。3項2目の認定調査費の補正額は、要介護認定訪問調査の件数が増加したものであります。3目の認定審査会共同設置負担金の減額は、共同設置に係る賃金人件費の精査による減であります。

次のページです。2款保険給付費、1目の介護サービス給付費補正額が890万2,000円の増、これにつきましては、これまでの給付実績に基づきまして精査の結果、利用者増によりまして増額するものであります。主なものにつきましては、地域密着型介護サービス給付費負担金の増、それから居宅介護サービス給付費負担金の増、施設介護サービス給付費の減、これが主なものでございます。2項1目の介護予防サービス給付費は補正額449万円の増であります。これにつきましても利用者の増によるものであります。3項1目の審査会支払手数料につきましては、これまでの支払い実績に基づくものであります。

次のページであります。4項1目の高額介護サービス費は補正額がありませんけども、一般財源の不足分を基金繰入れするものでございます。5項、1目の高額医療合算介護サービス費は補正額234万6,000円の増で、医療と介護の両方を利用した場合に自己負担額の軽減を図るもので、これまでの負担実績に基づくものでございます。6項1目の特定入所者介護サービス費の増についても、これまでの負担実績に基づくものでございます。

次のページであります。3款地域支援事業費、1目介護予防事業費交付金対象分ではありますが、補正額92万5,000円の減、2目一般財源分、補正額95万の減につきましては、委託料にあつては、各種サービス等の利用者の減によるものでございます。2項の1目包括的支援事業費の減額補正は、共済費それから賃金等の精査によるものでございます。2目の任意事業費交付金対象分、補正額50万円の減及び次のページの3目の一般財源分、補正額308万2,000円の減につきましては、事業費等精査、利用者の増減による各種サービス業務委託料の精査及び緊急通報装置購入、これらに係る執行残による減が主なものでございます。

次のページであります。6款諸支出金、1目第1号被保険者介護保険料還付金につきましては、保険料の還付金が見込みよりなかったことによる減額であります。

次に79ページの歳入について説明をいたします。1款保険料、1目第1号被保険者介護保険料、

補正額152万4,000円の増で、主な要因は第1号被保険者の所得が当初見込みより高かったことなどによるものでございます。

3款の国庫支出金、1目介護給付費負担金、補正額30万9,000円の減、これは介護保険給付費等で実績による負担金額の確定によるものであります。2項国庫補助金、1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金につきましては、保険給付費等の実績、これは事業費の精査に基づき交付金の額の確定によるものであります。3目介護保険事業補助金、この増額につきましては、ことしの4月から消費税が引き上げられ介護報酬の改定がされることから、介護保険システムの改修に伴う補助金でございます。

次のページです。4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額368万2,000円の増、及び2目地域支援事業交付金、この減につきましては保険給付費等実績による交付金の額の確定によるものであります。

5款道支出金、1目介護給付費負担金、補正額392万4,000円の減、及び2項の道補助金1目地域支援事業交付金についても額の確定によるものでございます。

次のページです。7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、それぞれ保険給付費及び地域支援事業の精査、一般管理費事務費の精査によりまして一般会計からの繰入金であります。2項基金繰入金では、介護保険事業基金から457万7,000円を繰入れるものであります。

9款諸収入、1目雑入につきましては、各種サービス利用者が当初見込みより少なかったため、減額するものであります。

歳入歳出それぞれ1,130万7,000円を増額いたしまして、補正後の予算総額を10億792万6,000円とし、収支の均衡を図ったものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第16号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第16号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の89ページからでございます。議案第16号 平成25年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算第4号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から29万9,000円を減額し、総額を4,459万9,000円とするものでございます。

その主な内容は、デイセンターの維持管理経費の精査のほか、介護職員処遇改善交付金の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） それでは議案書の93ページ歳出よりご説明いたします。1款サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費、補正額が31万円の減、主なものはデイサービスセンター施設に係る11節事業費の燃料費の値上がりによる分、それと12節役務費の減、15節工事請負費及び18節備品購入費については、それぞれ入札等執行残によるものが主なものであります。次に2項認知症共同生活介護事業費、1目高齢者グループホーム管理費、補正額17万8,000円につきましては、過年度精算に係る介護職員処遇改善交付金の増額をするものであります。

次のページであります。3項、1目介護予防支援事業費、補正額が16万7,000円の減で、主なものにつきましては、13節介護予防プラン作成委託業務の対象者が当初見込みより少なかったことによるものであります。

これに伴う歳入につきましては、92ページであります。1款サービス収入、1目通所介護サービス事業収入、補正額が402万1,000円の増額で、主なものは通所介護サービス利用者の増加によるものであります。同じく1項介護給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入、これにつきましては、補正額が80万1,000円の増額で、主なものは介護予防サービス利用者の増加により、計画策定件数が増加したことによる増であります。次に2項自己負担金収入、1目自己負担金収入、補正額が85万1,000円の増額で、主なものにつきましては先ほど言ったとおり利用者の増加による自己負担金収入が増加してものであります。

2款繰入金、1目一般会計繰入金、補正額が614万7,000円の減額で、主なものは通所介護サービス事業収入及び介護予防支援事業収入の増額によりまして、一般会計繰入金が減額となったものであります。

3款繰越金、1目繰越金につきましては、補正額17万5,000円の増額で、前年度繰越金であります。

歳入歳出それぞれ29万9,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を4,459万6,000円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第17号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、議案第17号 平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案の95ページからでございます。議案第17号 平成25年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算第4号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に2億9,384万3,000円を追加し、総額を11億139万8,000円とするものでございます。

その主な内容は、各施設の維持管理経費の精査や基金への積み立て、整備事業費の精査や大成区の水道施設整備を国の大型補正による経済対策事業として、前倒しで措置したことによる事業費などについて補正をお願いするものでございます。

また、予算に併せまして繰越明許費の設定1本と地方債の追加1件、変更1件をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長(丹羽光則君) それでは97ページでございます。第2表の繰越明許費です。2款資本的支出、1項建設改良費、事業名が大成区水道施設整備事業で3億755万2,000円でございます。これは国の経済対策として前倒しで実施するものでございます。

次の98ページでございます。第3票地方債の補正でございます。追加が大成区水道施設整備事業の(補正予算債)でございます。限度額が1億7,780万円、起債の方法は証書借入で、利率は3%以内で、償還の方法は、融資の条件等によるものでございます。2が変更でございまして、大成区水道施設整備事業で、変更後の限度額が2億9,880万円、起債の方法は証書借入、利率は3%以内、償還の方法は融資の条件等によるものでございます。

続きまして歳出からご説明申し上げます。102ページでございます。事業精査が多いので主な

ものをご報告させていただきます。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で50万3,000円の減でございます。2目維持管理費で1,319万7,000円の減で、主なものは役務費の手数料の減、13節委託料の水道メーター器更新業務の入札減、18節備品購入費、水道メーター器の入札減等が主なものでございます。2項営業外費用、1目支払利息で182万円の減でございます。これは長期債の利子の減でございます。2目基金積立金で2,810万5,000円、これは簡易水道事業基金積立金でございます。

次のページへいきまして、2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費25万9,000円の増でございます。2目簡易水道事業費で2億8,099万9,000円の増でございます。これにつきましては、国の大型補正による経済対策として平成25年度補正予算により、前倒し措置したものでございます。総体事業費は、繰越しにありました通り3億755万2,000円でございます。区域は25年度に引き続きまして、久遠富磯までの総配水管の敷設工事を予定してございます。

戻りまして歳入でございます。100ページです。1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金91万円の減で、一般会計繰入金の減でございます。

2款資本的収入、1項町債、1目町債、1億6,960万円の増、これは大成区水道施設整備事業債の補正予算債等の増でございます。3項補助金、1目補助金1億1,317万円、これにつきましても大成区簡易水道等施設整備補助金でございます。4項繰越金、1目繰越金563万1,000円、前年度繰越金でございます。

次の101ページにいまして、5項諸収入、1目雑収入で635万3,000円の増で、配水管移設補償費の減、消費税及び地方消費税の還付金の増でございます、

以上をもちまして収支の均衡を図ったところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第18号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第18号 平成25年度せたな町営農用水道等事業特別

会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案105ページからでございます。議案第18号 平成25年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算第4号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に166万7,000円を追加し、総額を3,256万7,000円とするものでございます。

その主な内容は、施設の維持管理経費精査のほか、基金への積み立てなどについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） 109ページでございます。歳出からご説明申し上げます。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で22万9,000円の減でございます。2目維持管理費で36万6,000円の減であります。2項営業外費用、2目基金積立金で186万2,000円の増でございます。これは営農用水道等整備基金の積立金でございます。

2款資本的支出、1項建設改良費、施設改良費で40万円修繕料でございます。

1ページ戻りまして108ページです。歳入をご説明申し上げます。2款の資本的収入、2項繰越金、1目繰越金、補正額166万7,000円で前年度繰越金でございます。

以上をもちまして収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第19号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第19号 平成25年度せたな町公共下水道事業特別会

計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案 1 1 1 ページからでございます。議案第 1 9 号 平成 2 5 年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 7 2 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、総額を 4 億 1, 4 4 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

その主な内容は、施設の維持管理経費精査のほか、下水道整備事業費の精算だどについて補正をお願いするものでございます。また予算に併せまして地方債の廃止 1 件、変更 1 軒をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽光則君） 1 1 3 ページでございます。第 2 表地方債の補正でございます。1 廃止が下水道事業の特環分でございます。限度額が 1 9 0 万、起債の方法、証書借入で利率が 3 % 以内、廃止の理由は、新規要望がなかったためでございます。2 の変更が下水道事業の公共部分でございます。変更後が、限度額 1, 4 5 0 万円、起債の方法が証書借入、利率は 3 % 以内、償還の方法は、融資の条件によるものでございます。

次でございます。1 1 7 ページでございます。歳出からご説明申し上げます。1 款事業費用、1 項営業費用、1 目総務費で 6 6 万 2, 0 0 0 円の減でございます。精査でございます。2 目管渠費 5 万 4, 0 0 0 円の減、3 目処理場費で 2 0 1 万 9, 0 0 0 円の減でございます。これも精査でございます。

次の 1 1 8 ページです。2 項の営業外費用、1 目支払利息で 1 8 万 6, 0 0 0 円の減でございます。

2 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目下水道整備費で 4 2 9 万 5, 0 0 0 円の減で精査でございます。

次に歳入に戻ります。1 1 5 ページでございます。1 款事業収入、1 項営業収入、1 目下水道使用料 6 2 万 2, 0 0 0 円の増でございます。現年使用料の増でございます。2 目その他営業収入で 4 2 万で 3, 0 0 0 円の減で精査でございます。2 項営業外収入、1 目他会計繰入金で 3 2 9 万 4, 0 0 0 円の減で、一般会計の繰入金減でございます。2 目その他営業外収入 1 7 万 5, 0 0 0 円の増で雑収入でございます。

2 款資本的収入、1 項町債、1 目町債 3 7 0 万円の減で、公共あるいは特環の事業債の減でございます。2 項他会計出資金、1 目他会計出資金で 1 9 万 7, 0 0 0 円の増でございます。精査でございます。

次のページで、1 1 6 ページです。3 項補助金、1 目補助金で 3 7 万 1, 0 0 0 円の減で、国庫補助金の減でございます。5 項分担金及び負担金、1 目分担金で 4 2 万 1, 0 0 0 円の減ござい

ます。

以上をもちまして収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菅原義幸君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

#### ◎日程第15 議案第20号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第20号 平成25年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案121ページからでございます。議案第20号 平成25年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算第1号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から415万3,000円を減額し、総額を5,121万円とするものでございます。

その主な内容は、施設の維持管理経費精査のほか、洋上風車の故障により売電収入の減収が見込まれることに伴う基金積立てへの精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

福土産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福士裕継君） それではご説明申し上げます。今回の補正につきましては、ただいま提案理由にもありましたように、昨年11月後半から本年1月までの約2カ月にわたりまして、1号機の故障により売電がされず減収となったことから所要の補正をお願いするものでございます。

まず歳出からご説明いたします。議案の125ページであります。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で415万3,000円の減でございます。11節需要費では船舶用の燃料費といたしまして8,000円を追加、12節役務費、13節委託料につきましては、事業精査による減でございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、作業用の船舶借上料として4万3,000円の追加、25節委託金につきましては、本年度初めて基金への積立金を予算計上したところでございますけれども、417万9,000円全額を減額するものでございます。27節公課費につきましては、消費税及び地方消費税として13万9,000円の追加でございます。

次に歳入でございます。3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入で650万9,000円の減でございます。これまでの実績に加え2月、3月につきましては、前年度の実績をそのまま見込み、最終的には予算に対して650万9,000円の減となる見込みでございます。

それに4款繰入金、1項基金繰入金として、風力発電事業基金から200万円を繰入れ収支の均衡を図るものでございます。なお、売電収入にきまして、この2月、3月につきましては前年度の実績をもとに試算をしたところでございますが、今後の本年の風の吹き方、発電量など推移を見きわめながら、最終的な精査をさせていただきたいと考えてございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第21号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第21号 平成25年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の127ページでございます。議案第21号 平成25年度せたな町病院事業会計補正予算第6号の提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の主な内容でございますが、給与費や施設の維持管理経費、業務費、診療材料費精査ほか、大成診療所の改築経費や不採算経費に係る一般会計からの繰入れ、国保会計からの繰入れなどについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長より説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 138ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費271万5,000円の増です。人件費の精査のほか、職員の時間外勤務手当及び臨時医師賃金分の増が主なものでございます。2目材料費、薬品費2,000万円の増です。これにつきましては血友病患者に対する高額な薬品を購入したとものでございます。3目経費414万3,000円の増で、精査のほか当面必要な経費について補正をお願いするものですが、主なものは7節燃料費、それから13節の委託料112万1,000円の増ですが、これは給食業務でございます。入院患者数の増によるものでございます。それから18節の雑費99万3,000円の増、出張医師対策費でございます。4目減価償却費502万8,000円の増、主なものは3節機械備品減価償却費で488万7,000円の増です。これはCT装置管球取替等でございます。それから5目資産減耗費152万4,000円の増ですけれども、2節固定資産除却費、医療機器の廃棄処分によるものでございます。

これに対する収入ですけれども、137ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益2,665万3,000円の減です。1目入院収益7,396万1,000円の減、2目外来収益4,357万2,000円の増です。4目他会計補助金、国保直営診療施設運営費補助金373万6,000円の増です。2項医業外収益、3目負担金交付金、不採算地区病院運営費負担金6,000万円を増額し収支の均衡を図ったものでございます。

次に140ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院資本的収入、1項、1目企業債、建設改良事業でございます。企業債、CTスキャナ装置等の起債分420万円を減額するものでございます。3項、1目他会計補助金、国保直営診療施設整備補助金781万6,000円を増としております。

次に142ページをお開き願います。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、1目給与費、人件費の精査で11万円の減です。1目材料費、薬品費で150万円の増です。3目経費18万4,000円の増で、精査のほか当面必要な経費について補正をお願いするものでございます。13節の委託料55万9,000円の増につきましては、CT装置の入替えによる保守管理業務分でございます。4目減価償却費273万7,000円の増はエックス線撮影装置分です。6目研究研修費80万円を減額しております。

これに対する収入ですけれども141ページお開き願います。せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益、1目外来収益2,284万4,000円の減、3目他会計補助金、国保へき地直営

診療所運営費補助金435万5,000円の増、2項医業外収益、2目負担金交付金、総不採算地区診療所運営費負担金2,200万円を増額し収支の均衡を図っております。

次に145ページお開き願います。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費59万7,000円の減、3目経費50万円の減で精査のほか当面必要な経費について補正をお願いするものでございます。

これに対する収入ですが144ページになります。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目外来収益8,247万9,000円の減、3目他会計補助金、国保へき地直営診療所運営費補助金638万2,000円の増、2項事業外収益、2目負担金交付金、不採算地区診療所運営費負担金1,500万円の増、3目その他医業収益、合併時一時借入金解消繰入金6,000万円を増額し収支の均衡を図ったところでございます。先ほど財政課長からも説明がありましたけれども、国保病院からの借入金ですが現在1億2,000万の借入れ残額がありまして、今回6,000万円返済ということになりますので、大成診療所の借入れ残額は6,000万円となるものでございます。

次に147ページお開き願います。3款せたな町立国保病院大成診療所資本的支出、2項建設改良費、1目診療所改築事業費1億1,299万7,000円の増です。1節委託料では診療所改築工事監理業務342万2,000円、2節工事請負費、診療所改築工事です。3節手数料、建築確認申請等手数料6万3,000円を見ております。2目有形固定資産取得費102万9,000円の増で院内電話システムでございます。

これに対する収入ですが146ページになります。3款せたな町立国保病院大成診療所資本的収入、1項、1目他会計出資金1億1,351万1,000円の増で診療所改築事業分が1億1,299万7,000円、機器備品購入分で51万4,000円です。今回、収支で不足する額51万5,000円につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第22号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第22号 せたな町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2でございます。議案第22号 せたな町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行により、平成26年4月から市町村の障害福祉サービスの種類等の決定に係る障害程度区分が、障害支援区分に変更となることから、この条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

井口保健福祉課長。

○保健福祉課長（井口勝則君） せたな町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明をいたします。このたびの条例改正につきましては、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、平成26年4月1日施行となっている障害程度区分について障害の多様な特性、その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すことから損害支援区分に改正されるため、条例の一部を改正するものであります。改正前、題名中障害程度区分を、改正後は障害支援区分に改め、第1条審査会の委員の定数中、同じく障害程度区分を障害支援区分に改めるものであります。具体的には、調査項目等につきましては整理されまして106項目から80項目となり知的障害者や精神障害者の特性に配慮することが明記されたところであります。附則としてこの条例は平成26年4月1日から施行するのでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第23号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第23号 せたな町行政財産使用料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案第23号 せたな町行政財産使用料条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行なうための、消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることから本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは改正の内容につきましてご説明申し上げます。6ページをご覧いただきたいと思っております。条例の一部改正をしようとする条例につきましては、3本ございまして、まず第1条で謳っております、せたな町行政財産使用料条例、第2条の瀬棚ふれあいセンター条例、第3条のせたな町病院事業の設置等に関する条例でございます。いずれにいたしましても、消費税率が4月から引き上げられることに伴いまして、条文または別表中の100分の105を100分の108に改めるものでございます。

7ページをご覧願います。新旧対照表でございますが、せたな町行政財産使用料条例では、第4条の使用料につきまして次の8ページをごらん願います。瀬棚ふれあいセンター条例では、別表の備考第5号中の電気料の実費について、次の9ページでは、せたな町病院事業の設置等に関する条例では、第4条第2項第3号の使用料及び手数料についての条項につきましてそれぞれ改正をしようとするものでございます。なお、附則といたしましてこの条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第24号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第24号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案第24号 定住自立圏県政協定の締結についてですが、本案は平成26年度から函館市との間において、定住自立圏県政協定を締結するため、せたな町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは定住自立圏の形成に関する協定書の内容につきましてご説明申し上げます。12ページからでございます。この協定につきましては、甲であります函館市と乙でありますせたな町との間で締結をするものでございます。まず第1条では目的でございますが、中心市宣言を行った甲、すなわち函館市になります。と甲が行った中心市宣言に賛同した乙、これはせたな町でございます。相互に役割を分担し連携を図りながら圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的としております。

続きまして第2条では、基本方針について謳っておりますが、まず第1条の目的を達成するために、第3条に規定する政策分野の取り組みにおいて、相互に役割分担して連携を図ることを謳っております。

第3条では、その連携する取り組みの分野、内容、役割分担について、まず一つ目としては、生活機能の強化に係る政策分野、これは14ページからにあります別表1でその項目が載っておりますが後ほどご説明申し上げます。二つ目といたしましては、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、これは15ページにある別表第2でございます。三つ目といたしましては、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野、16ページにあります別表3になりますが、これら3項目の政策分野におきまして協定をすることを謳っております。

続きまして第4条では、別表第1から第3までの事務の執行費用、費用負担、人員確保などについて、次に第5条では、協定を変更する際の議会の議決について、続きまして第6条では、協定を廃止する際の手続などについて、続きまして第7条では、疑義の解決につきましてそれぞれ謳っているものでございます。

次に14ページをお開き願います。ただいま申し上げましたとおり第3条、第4条にある別表第1の取り組み内容と役割分担となっております。まず本年冬に導入されますドクターヘリ、これの導入を初めといたしました広域救急医療体制等の充実、それと観光PRイベントなど各種プロモーション活動の実施及び滞在型観光促進に資する観光メニューの開発からなる広域観光の推進で

ございます。

続きまして15ページの別表第2をご覧ください。公共交通手段の維持及び確保、交通ネットワークの形成、圏域内の国際化の推進について、続きまして16ページをご覧くださいと思います。16ページでは別表第3、職員の合同研修等について記載をしているものでございます。なお、この協定につきましては今年3月27日、函館市で合同の調印式が行われる予定となっております。

説明は以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第25号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、議案第25号 公有水面埋立免許の出願に伴う意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案第25号 公有水面埋立免許の出願に伴う意見についてですが、本案は、今回、埋立てをしようとしている第1種上浦漁港の漁港施設の用地については、老朽化が著しい船揚場の整備をするために必要なものであり、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） それでは議案書の18ページをお開き願います。上浦漁港整備事業につきましては、平成24年度から平成28年度までの5カ年計画で、南防波堤の改良をはじめ、船揚場の勾配解消や道路及び用地の改良工事が現在進められているところでありま

す。船揚場の整備期間は26年度から27年度までの予定となっております。上浦漁港の埋立区域の平面図を見ていただきたいと思います。黒色で表示している箇所が今回埋立てをしようとする区域となります。埋立て区域の延長は、122.67メートルとなります。本埋立ては現在の船揚場の勾配が一定でないため、漁船の船揚作業等に支障を来している現状から、斜路の勾配を同一勾配にすることにより、作業の効率化を図る目的で整備するものであり、北海道が施行主体となって実施するものであります。埋立てする位置につきましては、久遠郡せたな町大成区上浦3番2地先の公有水面。埋立の面積は182.41平方メートル。埋立ての用途は、漁港施設用地となります。なお、これに伴う公有水面の消滅につきましては、平成25年6月29日開催のひやま漁業協同組合第19回通常総代会において承認されております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第26号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合の規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案第26号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する協議についてであります。本案はこの度、上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道町村職員退職手当組合契約別表を変更することについて、組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案の21ページをお開き願います。新旧対照表によりまして変更点についてご説明を申し上げます。別表の上川の項中、上川中部消防組合を、同じく胆振の項中、伊達壮瞥学校給食組合を削除するものでございます。附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しました。

お諮りいたします。

議案調査のため、あすから3月11日までの6日間休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、あすから3月11日までの6日間休会することに決しました。

なお、3月12日午前10時に再開いたしますので、当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年4月14日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 大 野 一 男

署 名 議 員 内 田 尊 之

平成26年第1回せたな町議会定例会 第2号

平成26年3月12日（水曜日）

○議事日程（第2号）

1 一般質問

○出席議員（12名）

1番 奥村喜美男君	2番 本多浩君
3番 大野一男君	4番 内田尊之君
5番 熊野主税君	6番 石原広務君
7番 小平久君	8番 澤田光子君
9番 大湯圓郷君	10番 細川伸男君
11番 平澤等君	12番 菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	梶田道廣君
農業委員会会長	三上博則君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君
財政課長	高田威君
税務課長	堂端重雄君
町民児童課長	中野真一君
保健福祉課長	井口勝則君
産業振興課長	鎌田勝幸君
建設水道課長	丹羽光則君
出納室長	原田一美君
国保病院事務局長	小林安晴君
産業振興課参事	下堀亨君

総務課長補佐	高橋	純	君
総務課長補佐	中野俊	司	君
財政課長補佐	神田	昌	君
税務課長補佐	丹羽	優	君
町民児童課長補佐	樋口	靖	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美	君
保健福祉課長補佐	西田	良子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬二	君
地域包括支援センター所長	横川	忍	君
産業振興課長補佐	渋田	彰人	君
産業振興課長補佐	八木	忠義	君
農業センター副所長	三浦	孝史	君
建設水道課長補佐	原	進	君
建設水道課長補佐	松本	健裕	君
建設水道課長補佐	尊保	和仁	君
建設水道課長補佐	早川	泰二	君
出納室長補佐	関	功悦	君
国保病院事務局次長	小坂橋	司	君
総務課主幹	増田	和彦	君
税務課主幹	濱口	喜秋	君
税務課主幹	佐々木	正人	君
町民児童課主幹	濱登	幸恵	君
町民児童課主幹	坂谷	洋二	君
保健福祉課主幹	上野	宏行	君
保健福祉課主幹	長内	京	君
産業振興課主幹	浜高	正明	君
農業センター主幹	沼口	英樹	君
建設水道課主幹	上田	一男	君
建設水道課主幹	平田	大輔	君

《大成総合支所》

総合支所長	岡崎	邦三郎	君
産業建設課長	佐野	英也	君
地域町民課長補佐	木村	一男	君
産業建設課長補佐	沖崎	孝純	君
産業建設課長補佐	杉村	彰	君
地域町民課主幹	中川	讓	君
産業建設課主幹	久津間	智	君

国保病院大成診療所事務長 古 守 幸 治 君  
《瀬棚総合支所》

総合支所長 駒 谷 正 義 君  
産業建設課長 福 士 裕 継 君  
養護老人ホーム三杉荘所長 新 保 修 二 君  
地域町民課長補佐 萩 原 勝 幸 君  
産業建設課長補佐 松 岡 義 明 君  
国保病院瀬棚診療所事務長 高 木 雅 彦 君  
地域町民課主幹 古 畑 英 規 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 田 円 裕 君  
教育委員会事務局長 篠 塚 三 喜 郎 君  
大成教育事務所長 辻 雄 一 君  
教育委員会事務局次長 横 川 洋 二 君  
瀬棚教育事務所長 沖 崎 善 光 君  
教育委員会事務局主幹 上 野 朋 広 君  
教育委員会事務局主幹 丹 羽 小 百 合 君  
教育委員会事務局主幹 黒 澤 美 知 子 君  
給食センター副所長 早 川 克 紀 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 吉 崎 照 人 君  
農 地 係 長 長 内 解 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 西 村 晋 悟 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 佐々木 正 則 君  
事 務 局 次 長 佐 藤 英 美 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 佐々木 正 則 君  
事 務 局 次 長 佐 藤 英 美 君  
事 務 局 書 記 松 林 功 君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

3番、大野一男君。

○3番（大野一男君） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、町長に質問をさせていただきます。高齢者の健康づくりへの取り組みについて質問をいたします。せたな町地域ケア構想に見られるように、当町における高齢化に伴う課題、対策は多岐に渡ります。その中で、高齢化が進むせたな町において、高齢者の健康づくり活動への取り組みを図り、一人でも多くの健康で元気な高齢者が日常生活を営める地域社会を構築していくことも重要な政策課題と考えます。

せたな町地域ケア構想では、高齢者が健やかにはつらつと暮らせるための取り組みとして、健康手帳の活用、健康教育、健康相談の実施、各種検診により疾患の早期発見と事後管理の徹底、要介護にならない、悪化をさせないための介護予防活動への取り組み、独居や高齢者のみの世帯への高齢者等支援員による訪問活動など、閉じこもりや外出に支障がある方に対する移動手段的確保の6項目が掲げられています。こうした施策は主に町が担うことになる訳ですが、事業内容によっては、行政のみがその負担を負うのではなく、地域住民の様々な活力、人的資本を取り込んだ支援体制を構築し、地域住民と行政の互助、共助によりこうした事業の推進が図られるよう、その仕組みづくりを積極的に推し進めていくことが求められていると考えます。まちは、先般、地域に出向き住民参加型高齢者生活支援推進事業と題して町内5地域で各5回、延べ25回に渡り高齢者を支える地域づくりを話し合う集会を開催し4件のテーマを掲げ、それぞれに意見交換を実施し、今後の地域との関わりを模索する貴重な意見を得ることができたのではないかと思います。その中でも、今後、まちと地域住民との関わり合いを示す積極的な意見も多く含まれていると感じました。

次の提案も含め、高齢者の健康づくり活動への取り組みについて町長の所見をお伺いいたします。

1、ふまねっと運動のボランティア指導者である、ふまねっとサポーターを養成するなどして、ともに活動の方針と計画を練り上げて、協働で健康づくりに取り組み、更なる拡大の輪を広げ、地域での健康教室の普及、促進を図るモデルケースとして取り組んではいかがでしょうか。

各区に高齢者が、いつでも気軽に集える集会場所を確保、整備し提供する。管理、運営等については、民間ボランティアの活用も念頭に検討してみてもいかがでしょうか。

3、生涯スポーツとして、日常生活にスポーツを取り入れたライフスタイルを奨励し、軽スポー

ツの普及を一層図っていただけたらいかかと思えます。

以上、町長に所信をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大野議員のご質問にお答えします。

まちでは、せたな町総合計画に定めた基本目標の一つである、健やかに暮らせる福祉のまちの実現を推進するため、誰もが高齢となり医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健、医療、介護、福祉など、各分野が連携を図りながら、サービス提供するための方針として地域ケア構想を策定しています。高齢者が健やかに、はつらつと暮らせるための取り組みとして、当町では、高齢になっても健康状態を維持し、元気で過ごすことができるために、若い世代から健康管理や健康づくりの取り組みとして、保健事業を実施しております。特定健診、各種がん検診により疾病の早期発見、早期治療に努め、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防や重症化を防ぐために、保健師による訪問指導や健康教育などを実施しております。

ご提案いただきました内容につきましてお答えをいたします。一つ目、現在実施している、ふまねっと事業は認知症予防、介護予防を主な趣旨とし、平成24年度より実施をしております。ふまねっと運動とは、大きなマス目の網を床に敷き、この網を踏まないよう、いろいろなステップで歩く、楽しくかつ頭や体を使ったレクリエーションであります。利用した高齢者は、平成24年度延105名、25年度延217名となっております。教室活動も地域に出向き、平成24年度は北檜山会場、若松会場、平成25年度は瀬棚会場、大成会場で行っており、さらに多くの高齢者が参加する機会を持てるよう事業を進めているところであります。教室の指導的役割を担っているのは、ご存じのとおり、社会福祉協議会に所属するボランティア団体ひまわりの会のふまねっとインストラクター又はサポーターの資格を有する方々で、現在7名の方が登録されています。地域包括支援センター職員とともに高齢者の認知症予防、介護予防の大切さを伝えるとともに、高齢者の実態把握と予防活動の効果を出すために取り組みを行っております。更に、教室を修了した高齢者へは、ひまわりの会がボランティア活動として、それぞれの会場でふまねっと運動を実施していただいていると伺っております。今後、取り組みを拡大していくにあたっては、更に多くのインストラクター又はサポーターの養成や、所属機関であるせたな町社会福祉協議会との連携が必要となります。そのために、平成26年度には、インストラクターやサポーターの養成のための研修会を講師を招いて町内で開催し、介護予防の充実に努めてまいります。

二つ目ですが、高齢者がいつでも気軽に集える集会場所の確保、整備につきましては、先般実施いたしました住民参加型高齢者生活支援等推進事業の意見交換会において、各地区の皆さんから多くの意見をいただきました。課題としては、日中楽しめる場所、高齢者、若者、子ども世代の交流の場、気軽に集まれる場などの必要性が上げられておりました。まちといたしましては、今後意見交換会でいただきました意見を踏まえ、気軽に集える場所として、公共施設等の活用方法を検討し、地域の方の声かけ、支え合いにより、閉じこもりがちな高齢者の方が外に出て、世代間問わず交流をすることができる仕組みやきっかけづくりを、個人で出来ること、町内会等団体で出来ること、行政で出来ることなど、平成26年度も地域の皆さんとの話し合いを重ねながら、進めていくこと

で、心身の健康維持ができるよう努めてまいります。

三つ目です。軽スポーツの普及による日常生活にスポーツを取り入れたライフスタイルの奨励につきましては、意見交換会で、パークゴルフ、エアロビクス、スポーツダンス、ゲートボールなど、一緒に楽しめる会員が年々少なくなっているとの意見をいただきました。運動を高齢者の日常生活に取り入れるため、介護予防事業で高齢者大学の方々と協同で実施している、ますます元気教室や健康体操、エアロビクスのほそみどり教室などの事業を実施しています。参加者が楽しく心と身体を動かし、生活改善や健康管理を図れるよう今後とも事業の推進に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 町長から今答弁をいただきましたが、極めて今ある状況の説明をいただいたような気がしております。大変失礼な言い方かもしれませんが。実情は確かに保健事業の中で、現況行われている実態があるというのを私も十分承知してますが、やはり、今の高齢化社会を考えますともっと積極的にまちとして、一つの大きな政策の柱として位置づけて取り組んでいただきたいという思いがあって、きょうこういう質問をさせていただきました。町長は多分2025年問題をご承知だろうと思うんですが、これは2025年になると、団塊世代の方々が高齢者の仲間入りをする。いわゆる75歳以上の方が高齢者の仲間入りをするということで、国としてもそこに向けて、いろいろ介護であるとか、医療の負担軽減を図る意味でそのことを見据えて今からしっかりと健康な、元気な、要するに介護に至らない、あるいは医療をそんなに受けたくないような元気なお年寄りを育てていく。こういう事業を一つ大きな政策の柱として進めていこうという考えがありますし、私もそのとおりだと思いますし、先般、せたな町で行なった地区に出向いて様々な意見交換をした背景にもこういったことを踏まえて、保健事業の中でどのようにそのことを進めていくかということも一つ大きな意図として行われたのかなと。もちろん介護を必要としたり、あるいは医療を必要とするときには、今町長がお話いただいたような、様々な制度の中でその制度を活用した中で、地域が見ていく、国が見ていくということになるんですが、やはり一方で、何回も言いますが、元気な高齢者をどのように育てていくかということ、先ほど言ったように2025年問題という一つの75歳以上の方が、10年後、平成37年にそういう状況になるわけで、そのことを見据えていくと全体の…

そういうことを思いますと、しっかりと今からそういう体制をせたな町でも進めていく必要があると。我がまちは他の地区から見ても高齢化が進んでいます。データによりますと65歳の比率が40%を超えてるということです。来年からはこの団塊の世代がいよいよ65歳以上。高齢者の仲間入りをするということで、来年からいろいろ65歳以上、10年後には75歳以上という対応が迫られるということでもあります。そういった中で保健活動、これは包括支援の方あるいは保健師、町職員が担当して、いろいろ今の町長のお話の中で活動してるわけですが、総花的にいろんな事業をこなしていくことで、手いっぱいでないかという気がするんですね。健康診断であるとか、あるいは検診であるとか、いろいろ事業持ってますが、今のスタッフの総員からいってもなかなか厳しい労働といいますか、実務内容の中で精一杯動いていただいているということで、これをすべて行政に頼っていくということには、私はある程度限界があるのかなという気がします。むしろそうであれ

ば、先ほど言ったように、ふまねっと運動に見られるように、地域のボランティア活動を活用して、仕組みを作りながら出来ることは協働でやっていく。あるいは出来ることは地域や住民の方にお任せをして進めていくと。こういう体制を今からしっかりと作っていくことが大事ではないのかと思います。ふまねっとについては町長から紹介いただきましたように、社会福祉協議会の中に実働しているボランティア団体が行なっているわけですが、これも大成区、瀬棚区にそういう方を広げてやっていくと。予算を作ったといいますが、北海道のNPO法人で立ち上げた団体で、NPO法人地域健康づくり支援ワン、ツー、スリーというNPO法人がこの団体の母体でありまして、そこでいわゆるふまねっとサポーターというものの資格を有する講習会等をやってるわけです。この受講料が7,000円掛かるという資料もいただきました。会員になるには2,000円実費が掛かるわけです。これは本人の負担といえばそれまでですが、そういったことも公費である程度をみながら、仕組み作りをしていくことも一つの方策ではないかと。一例を上げますが、そんなふうに思いますので、ぜひ積極的にそういうものを取り入れて、今後のモデル事業として進めていって、これを一つのきっかけに、先ほど来言っている地域のケア構想にある様々な事務事業の中で、すみ分けをしながら、分担をしながら、推進を図っていただければいいのではないかと思います。

それから2番目の集会場所の件ですが、今、町長からも公共施設を活用してというお話をいただきました。現状、瀬棚区では、せたな児童会館、あるいはせたな町のB&G海洋センターここには管理人が常駐してしまっていて、日中はある程度整備がなされていると。それから北檜山区では、若松基幹集落センター、イエローパレスであるとか、丹羽活性化センター、それからせたな高齢者センター、せたな町町民ふれあいプラザ、せたな町民体育館、それからせたな町健康センターこれは包括支援と並んでるところですが、こういう施設には管理人の方が常駐していられて、開設をして運営をしていこうと思えば、仕組み的に受け入れ態勢はある程度可能なのかなと思います。大成区においては、様々なこういう生活館であるとか、集会施設があるわけですが、大成町民センター、あるいは各地区にある生活館等々には、今管理人がいない無人の状況であります。ですから必要なときに、鍵を預かって施設を開いて提供している実態があるわけです。これは旧町時代の運営が踏襲されて今日こういう形になっているということは理解できるわけですが、特に大成町民センターにおいては、一つの案としてここを管理する人を常駐させて、そして今町長の答弁あったように、いつでも気軽に集まる集会の場所として地域の方に開放すると。こういう仕組みからまず取り組んでいただければ大変いいのではないかなと思います。いろいろ財源的な問題もありますが、そこはいろいろ案を練って地域の方のボランティアに管理を委託するであるとか、あるいは社会福祉協議会の方にそこに事務所を構えてもらって、兼ねてもらおうとか、いろいろあると思うんですが、まず前向きにその辺は検討して、日中いつでもそこに集会できるそういうモデルとして開放していくことが、私は一つの案として実現性の高いものではないかと思しますので、ぜひ検討していただければ大変ありがたいと思います。

それから3番目の軽スポーツの普及ですが、これは現在せたな町体育協会に38の競技団体が加盟しております。そのため団体の中には、町長がおっしゃったように、エアロビクスサークルであるとか、それからゲートボール協会であるとか、あるいはパークゴルフを行なっている競技団体であるとか、それから軽スポーツとしては、スポンジテニス、ラケットテニス、あるいはソフトバレ

一、それから個人的ではありますがウォーキングなどが日常営まれております。こういうものをももう少し、所管は教育委員会、生涯スポーツ生涯学習の範疇なんでしょうけども、そういうことも各課横断的に連携をとりながら、高齢者の健康づくりというものの促進に役立てていくという視点でもう一度運動を高めていただきたい。この運動するにはやはり絞り込んで、テーマをしっかりと決めて一つ一つこなしていくことが大事で、きょうは総じて高齢者の健康づくり、運動、あるいは心身の健康ということで集会施設ということで、絞ってご質問をさせていただきました。町長、その辺についてももう少し具体的な答弁をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。大野議員から2025年度問題のお話をいたしました。これは全国のお話でございまして、2025年問題は、当町におきましては、まさに真っただ中にあるということでございまして、私たちの今の取り組みが、全国的に2025年問題を迎えるこの日本の参考になると思っております。私たちも一生懸命取り組んでいるところでございます。様々議員おっしゃいましたが、要するに健康寿命をこれからしっかり伸ばして行って、安心、安全でこの地域に住み続けられるようにということが求められる1番のことではないかと思っております。そのためには、まちも様々な事業を通して、これに対応しているわけですが、しかしまちだけでは、当然成果を上げることはできないと。なんとしても高齢者自身、それからボランティアの皆さん、そしてこの社会福祉協議会。この4者がきちんと連携をとって行動していく必要がある。なんと言いましても高齢者の皆さんにとりましては、自分の問題と受けとめていただいて、まちでいろいろ行なっている各種事業に積極的に参加をしていただくと。そして、それを日常的に実施をしていただくと、そのときばかりでなくて、日常生活に取り入れて一つのライフスタイルとして、これをしっかり継続していただく必要があると思っております。そのために議員からいくつかご提案がございました。インストラクター、サポーターを増やすということ。これは当然の話でございまして私たちとしても、こうした取り組みを新年度におきましても実施していくつもりでございまして。ただ多少地域間で意識の格差が当然ございますから、この辺についても3区平準化するように私たちとしても力を尽くしていきたいと思っております。

次、この集合場所の問題も話をされました。集合場所につきましては、公共施設様々ございますが、それは基本的にいろいろございます。予約が必要な施設もございまして、そうでない施設もございまして。またそれぞれの地域に集会施設がございまして、これにつきましては、これも自ら高齢者が、常に集まって利用されているという地域もございまして、そうでない地域もございまして。その原因は、少し調査をしてみなければわかりませんが、しかしいつでも高齢者皆さんが自由に使えるように、これは各町内会、町内会長、町内会の皆さん方とよく話し合いをしながら、そうした状況がもし出来ていなければ作っていかねばならないと考えておりますし、あと管理している、常駐している公共施設につきましては、これは基本的に、それが別の行事で利用されていない限りは利用していただけたらと思っておりますし、常に来ていただいて、そういったことでお申し出をいただければ利用可能と思っております。それともう一つは、大成区でそういった施設が少ないんだということですが、これも私たちとしては、福祉協議会も役場の2階に事務所を構えておりますが、そうした公共施設に事務所をおいて、日常的に受け入れが可能な状況が作れないかどうか

ということも考えていかなければならないと思っております。ぜひ、これも検討をしてまいりたいと思っております。

それから、日常生活にスポーツを取り入れるということで、議員は体育協会の会長でもございますから、そうしたいろいろな思いも特に強いのだらうと思っておりますが、確かに高齢になりましてもスポーツの必要性というのは、これは健康寿命を延ばすという意味からも大変重要な問題であると思っております。先ほども申し上げましたように、確かに問題としては、いろいろなスポーツ教室、あるいはサークルがあるわけでありまして、なかなか一緒に楽しめる会員が減っているという状況にあります。これは一つには、スポーツと一口に言いましても様々ありまして、それが多様化しているというふうにも捉えております。このエアロビクスですとか、ゲートボールですとかスポーツダンスもあるわけでありまして、一方ではウォーキングですとか、それぞれ自分で一生懸命汗を流しているスポーツもあるということでありまして、そうした、いずれのスポーツでありましても、それぞれが一生懸命取り組んで汗を流していただけるということが一番大事だと思っております。そこで高齢者自身が取り組んでいるスポーツの中で、まちが支援をするということが必要であるという部分につきましては、積極的に係りを持って応援をして支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員の一般質問を終わります。

続きまして2番、本多浩議員。

○2番（本多 浩君） 議長のお許しが出たので私から発言させていただきます。

農業センターの活性化に向けてということで発言いたします。平成25年に策定されました、せたな町農業ビジョンでは、将来の担い手の確保、拡大に向けて、農業センターの効果的な活用を挙げています。平成25年度において事業化された、せたな農業塾の実施については、担い手の資質の向上と農業センターの活性化に効果があったと私たちは一定の評価をしています。農業センターの更なる活性化と農業振興に寄与することを目指して2点についてお伺いします。

1点目は、新規就農者への研修農場としての活用であります。農業後継者の不足、また経営者の高齢化、農業経営の悪化等により年々農家戸数が減少していることは、誰もが承知するところであります。しかしながら、せたな町の農業の継続と振興を考えると担い手の確保は大きな課題であります。新規就農者に対する支援につきましては、せたな町産業担い手育成条例に基づき対策が講じられておりますが、研修希望者の受け入れについては、不十分だと思います。指導農業士などの農業者に受け入れを担っていただく案が主流と考えますが、農業センターが研修の場を提供するといった積極的な考えも必要でないかと考えております。これが1点目です。

2点目は、小学生、中学生を対象とした農業体験や学習の場としての活用であります。もちろん一つは教育学習の場としての提供もあります。もう一つは農林業体験や修学旅行生の受け入れについては、現在農業者集団や関係機関、団体などが中心となって受け入れておりますが、今後農業センターにおいて受け入れる考えはおありでしょうか。農業センターの活性化を図るとともに本町の農業の魅力を発信していく基地としての機能を備えることも農業センターの大切な仕事と考えます。

以上2点について町長の所見をお伺します。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 本多議員からの質問にお答えいたします。

農業センターでは、道南農業試験場や檜山農業改良普及センターのほか、農協、各生産部会と連携を図りながら、各種作物の奨励品種の比較試験、それから薬剤効果試験、土壌分析、新規作物の栽培、あるいはブロッコリー育苗等を行っております。過去の研修につきましては、平成8年度から17年度にかけ農業後継者10名を受け入れ、圃場を活用した露地野菜栽培の研修を実施しました。その方々につきましては全て後継者又は農業経営者として第一線で活躍しております。

平成18年度以降は、研修の受け入れがありませんでしたが、その理由としまして農協を通じて研修生を募集しても希望者がいない状況であったこと。また、農業センター側としても実習を主体とした研修は、現在の施設規模、人員体制では受け入れが難しかったことから研修受け入れが途絶えております。こうした中、平成25年度は新たな取り組みとして、水稻や施設野菜を栽培している農家30歳以下の後継者を対象に、せたな町農業塾を開講し、座学や先進地視察研修を実施しております。この取り組みの内容の概略は、町広報誌3月号に掲載して周知を図っているところですが、次年度以降につきましても継続していきたいと考えております。

ご質問の新規就農者の研修農場としての活用でございますが、新規就農者の目指す農業が高度化、専門化、単一化が進みその研修についても高度な技術を持っている農家において研修している事例が多く、一方でセンターのように多くの作物を手作業で作付けしている農業センターでは、そうした研修のニーズに応えられないものと考えております。

次に、小学生を対象とした農業体験学習の場としての活用が考えられるのではということですが、学校農園としての圃場を設けております。平成18年度までは北檜山小学校や左股小学校も利用し、学習の場としておりましたが、その後は左股小学校の統合等によりまして学校数も減少し、平成19年度からは若松小学校のみの利用となっております。このほかにも瀬棚小学校や馬場川小学校での水稻の脱穀作業には、センター職員が出向いて指導しているところでございます。また、例年、北檜山保育所の子供たち70人程度が栗拾いを楽しみに訪れておられて、平成25年度に実施しました親子イモ掘り体験では、6組の親子に4種類のジャガイモ掘りを体験していただいております。農業センターを活用した農業体験の今後の在り方につきましては、今月開催いたしました農業センター運営委員会におきましても、委員から小学生の農業体験の利用についてご意見がありましたことから、教育委員会を通じて利用の呼び掛けをお願いするなど、農業センターでの体験や学校に出向いての指導など学校側から要望があればしっかり対応したいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 本多議員。

○2番（本多 浩君） 確かに町長の言われることも理解しております。しかしながら、新規就農者を受け入れるということに関してはどうでしょうか。指導農業士も数が少ない。また受け入れる農業者も少ないというのが現状でないでしょうか。これをどこかで打開するためにも農業センターの機能がここに発揮されることが望ましいと考えます。しかし今すぐ農業センターというわけにはいかないと町長おっしゃっていますが、設備の投資等もありますのでなかなか簡単には行かないだろうと私も理解するところであります。いずれをとりましても農業センター単独で事業の遂行、ある

いは問題の解決は困難と考えております。しかしながら鉄は熱いうちに打てということわざがあります。せっかくのまちと農業関係者が総力を挙げて立ち上げた農業振興ビジョン、農業センターの活性化が月日とともに風化の一途をたどらないように、JAや生産者団体、地域と十分協議され活力ある農業農村の実現に向け取り組んでいくことを望んでおります。今回は提言という形になりましたが、提案の実現に向けては農業センターを利用する農業者の一員として、また、生産部会の一員として積極的に協力する考えです。町長のお考えを再度お聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。一つご理解いただきたいのは、農業センターの役割とといいますか、目的はしっかり果たしているということとまず一つご理解いただきたいなど。もう一つはお金が掛かる話もおっしゃいましたが、これは決してお金の問題ではないということでございます。問題は新規就農者を受け入れると。これは大事なことでありますが、もう一つは、その受け入れた新規就農者がしっかりとここに定着してもらうことも大事なことでございまして、そのためには、現状、議員も農業でございますからよく理解していると思っておりますが、大変、農業を取り巻く環境も厳しい状況にあるわけでございますが、かなりのレベルの技術がなければ新規就農をして、定着をするということは難しい状況にあると思っております。そのために、私たちとしては、そういった状況を実現していくために、どこがふさわしいのかと、新規就農者を教育する、研修する場としてどこがふさわしいのかとなりますと、これは試験栽培であるとか、様々な試験については農業センターで十分対応できるわけではありますが、しかし、高度な農業技術になりますと、やはり専門のそれで経営をしている農家の方が、これは言わずと知れた、しっかりとした研修ができると思っております。せたな町は、そのために農業指導士、指導農業士、あるいは農業士という方々が現在随分増えておりまして17名実際にはおります。この中で現在2名の青年就農給付金をいただいている青年がこの指導農業士の元で研修をしている。それから、もう一人は新規の就農でございます。希望している方が一人おりまして、これは当町での専門的なこの種の農業指導士がおりませんので、これは今金町をお願いをして、今金町の農家で研修をさせていただいているということでございます。それで、管内全体の話させていただきましますと、こうした受け入れ体制の整備ということで、農業には様々な作物がございますから、それに対応するために檜山管内全体として、現在33カ所の農家の協力をいただきながら必要に応じて、研修を受け入れできるという体制を整えておりますので、決して担い手がまわりましても農業センターありきではなくて、研修生にとって一番研修をして成果の上がる、そういった場所で研修をしていただけるように私たちとしては、準備を進めていると、体制を整えているということとございまして、特にせたなの場合は新規就農が管内では多い地域でございますので、これからも十分そういったことを考えながら、こうした研修体制の充実をしっかり努めてまいりたいと思っております。議員は農業センターにこだわって質問されましたが、そうでなくて実際に成果が上がる、そういった体制をしっかりとっているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 本多浩議員の質問を終わります。

ただいまから10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします

7 番、小平久議員。

○7 番（小平 久君） 私から先に通告したとおり 2 問の質問をさせていただきます。

1 問目、中歌漁港の維持管理についてお伺いします。元浦 1 区、2 区地域の漁業生産活動の基地である中歌漁港の出入口が秋から冬にかけて土砂が堆積し、漁船の入港、出港ができない状況が数年来続いております。今年も漁港に取り残されヤリイカ漁に出れないなどの支障がありました。土砂浚渫工事が 2 月 26、27 日に行われたようですが、とりあえず解消されたようです。その間数隻の船は瀬棚港を利用している状況であります。中歌漁港は数年にわたり漁港の出入口に土砂が堆積し、漁船が航行出来ない状況が続いております。ある 5 トン未満の船主からは、今までに何度か舵を損傷して危険なことがあったと聞いております。抜本的な改善対策は勿論ですが、現状を考えると土砂浚渫は毎年の維持管理でしなければならないものと思っております。漁港の管理者は北海道だが、当町の基幹産業の問題でもあり、維持管理を北海道に強く要望していくべきと思いますが町長の見解をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。中歌漁港の維持管理について北海道に強く要望すべきでないかという質問でございました。中歌漁港の浚渫は、北海道において平成 23 年 6 月と平成 24 年 5 月に浚渫工事が実施されております。今回は、緊急を要することから北海道が、急遽、本年 2 月に漁港の出入口を浚渫したことにより、出港できなかった漁船 1 隻を出港させることができました。中歌漁港のこれらの経緯につきましては、管理している檜山振興局、工事施工する函館建設管理部においてもすでに承知しておりまして、問題が発生した都度、できうる限り速やかに対応していただいておりますので、抜本的な解決方法を含め、今後も振興局と十分協議をしまいたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7 番（小平 久君） これからもこういった状況が当然予測されるわけでございますので、振興局等を通じて、この抜本的な対策までごぎつけていただければありがたいなと思っておりますけれども、とりあえず、中歌漁港は完成港としての位置づけをされているわけでございますけれども、こういったことで毎年土砂が堆積して入出港ができない。そして、そのために利用者が、期成会に加入している人が 13 名船を持っているわけですが、冬期間、瀬棚港を利用しなければならないということで、相当不便を感じた中での漁をしている状況になるわけです。そういった状況でございますので、1 日も早くそういった対策をとっていただきたい。特にこの秋から冬にかけてということになりますと、海も時化の状態が続くことが多くなりますし、先ほども言いましたように漁船の舵が損傷する。あるいはそれに対応するために漁業者は舵をわざわざ短く 20 センチぐらい切り詰めてひっかからないようにして利用している。そういった状況。それから、瀬棚港を利用するために、今まで中歌港に合わせて準備をしてきた方たちが、岸壁の高さ等が違うために非常に作業がしづらい状況になっている。こういったことを考えると、1 日も早くこの対策をきちんとしていただ

きたい。これは町の管理でございませんので、要望していくしかないと思いますけれども。せたな町には、ほかにも13ぐらいの漁港を持っているわけですので、ぜひ北海道にも状況を強く申し上げて、1日も早い改善をしていただきたいと思いますので、町長の強い意欲を持って臨むことを申し上げて終わりますけれども、町長にもう一度答弁を求めて終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。抜本的な改革をということでございまして、漁港の入口に砂が溜まるという、こうした状況が過去にはなかったということでございまして、漁港整備して島堤をつくって静穏度を上げたということが、そういう整備をして完成港にしたわけですが、完成港にしたところこういった状況が発生してきているという事のようにございまして、それで、振興局といたしましても十分これを承知しておりまして、砂の流れなどのシミュレーションを実施して、どういった状況で砂がつくのかということ、まずしっかりと解こうというふうに聞いております。そうしたことで原因がわかればそれなりの対応をしていただければと思っております。この島堤も漁業者の要望を受けて作ったということでございまして、なかなか海の状況というのは正確に読めないということでございまして、先ほども言いましたように砂の流れなどのシミュレーションですね、そういったものを十分調査していただいて、こうした状況が起らないようにこれからお願いをしてまいりたいと思います。解決には当然もう少し長い時間が掛かると思っておりますので、漁業者の皆さんには今の船にはソナーとかの水深を測る様々な機具が載っておりますから、たまに測定していただいて、これは危なくなるなという状況がもしありましたら、ぜひ教えていただきたいということ。それから、今回のように1月の末からこういった状況が発生するというのは、今回初めてのことでございまして、振興局としましては、建設管理部としましては、すぐにも浚渫をして航路を開きたいということでございしましたが、なにせ日本海の北の海の時化ですね、なかなか浚渫船が近くにおりませんので、なかなか引いてこれない状況もございまして、2月に入ってしまったということでございまして、これは漁業者の皆さんにも、この辺の作業日程の変更については十分説明して理解をしていただいております。今後こういった状況が起らないとも限りませんので、これは先ほども言いましたように水深を時々測っていただいて危ないなという時には、いち早く他の港、別な港に移していただいて、今回のように港から出られないで、漁ができないということは、ぜひ自ら避けていただくようお願いをしたいなど、暫定的な措置として港が改善されるまでの措置としては、漁業者自らのそうした取り組みもお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7番（小平 久君） それでは2問目に入らせていただきます。

グリーンパレスの温室についてお伺いします。グリーンパレスに隣接する温室は、農村定住促進対策事業として平成2年に3,265万円で建設されたものと伺っております。利用されなくなり相当の年月が経過しているようです。利用されなくなった温室に、毎年冬期間暖房を入れているのはおかしいのではないかと指摘が数人の町民から寄せられております。

よって、次の3点についてお伺いします。

①何時から利用されなくなったのか。なぜそうなったのかお伺いします。

②年間の燃料を含む維持管理費はいくらくらいになっているか伺います。

③今後の対応策は、又は撤去もあり得るのかも含めて答弁願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目の小平議員のご質問についてお答えいたします。

高齢者センターのガラス温室につきましては、旧北檜山町時代に農林漁業に従事する高齢者などの生きがい対策として、平成元年から建物本体とガラス温室の設置など2か年で、国の補助事業である農村定住促進対策事業により整備したものでございます。

先ず、1点目のご質問であります。ガラス温室につきましては平成2年度に建設し、まちは施設の有効活用と機能の充実を図るため、道南農業試験場において3か月間の施設園芸研修を受講した、専任職員1名を配置しておりました。専任職員の指導のもと北檜山老人クラブを中心とした高齢者を対象に、当時の花いっぱい運動に使用するパンジーやマリーゴールドなどの花の育苗と併せ、一般町民への花の苗販売を平成10年ごろまで実施しており、この間、当初の目的とした高齢者の生きがい対策への役割は、十分果たせたものと思っております。平成11年以降からは、当初配置していた専任職員の退職に伴い指導者が不在となったため、現在のような利用がない状況となったものであります。まちとしましてもこれまで施設の有効活用については、普及センターやJA、老人クラブなどとも活用方策について相談し検討をしまいましたが、当初利用していた老人クラブの会員の高齢化もあり具体的な活用方策を見出すことができずにいるところでございます。

2点目の維持管理費の質問でございますが、ガラス温室については、冬期間についても雪や氷によるガラスの破損防止のためボイラーを利用して最低限の加温と周辺の除雪を行い、施設の維持管理に努めている状況にあります。これらに係る維持管理費は、平成24年度実績で、加温のための燃料代と除雪経費などで約82万円、平成25年度見込みで約65万円となっております。

3点目の今後の対応等でございますが、前段に申し上げましたとおり、この温室につきましては国の補助を受け整備しております施設の構造上、補助金等適正化法に定める耐用年数終了まで、まだ5年以上あることや施設転用もできない現状においては、この間の施設維持が必要であると考えております。しかしながら、ご指摘のとおり燃料代が高騰する中で、有効活用が図られないまま施設の維持管理のみだけに経費をかけることは、中々理解が得られないことから、今後農業センターと連携した中で、公共施設等にある花壇への花の苗の供給の場としての利用など、関係機関、団体とも相談をしながら有効活用に向け検討をしまりますのでご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7番（小平 久君） 平成11年から現在のような状況になっているということでございます。この間、10数年にわたって全く利用されなかった、無為無策のまま暖房費だけを費やしてきたということに対して、町民からの批判が相当あるのは受け止めていると思います。この間、どうして何にもしようとしなかったのか。目的があつてこれは建設されたものですし、まだまだこの耐用年数もあるようです。31年間の耐用年数があるようですけれども、こういった状況をそのまま放置しながら、ただただものを壊さないために暖房を入ってきたと。こういったことが町民の批判的になっているわけでございます、私もそう思います。そこのところになぜ利用しなかったのかというところ、もう一度伺いしておきたいと思っております。

それから今後の対応につきましても、まだまだこれから対応する状況の中で、利用する農業のまちとしてこういったものを作ってきた経過からすると、もっともっと何らかの対策があつてよかつたのではないのか。この退職した職員がすべて切り盛りして、そういったことをやってきたという状況ではないと思うんですね。そこには担当課もあり、理事者もいて、役場のすぐ隣にある施設が全くそういった状況の中で10数年にわたって、何の対応もされなかったということが、残念なところなんです。今後の対応策につきましても、先ほど町長から有効活用を何とかしたいということでございますので、この問題についてはあまりしつこくはやりませんが、全くこういった無駄なことが行われてきたということに対して、私は問題だと思いますので、全体的なものも含めて、もう一度しっかり見直しをしてきちんとした有効対策、これを考えていただきたいと思います。また燃料代につきましても、もし有効策が見当たらないのであれば、むしろそのまま放置しておいた方が、壊れたときに小破を直してもそんなに経費は掛からないと思いますので、そここのところも、有効活用を行ってるわけですからそういったことはないと思いますけれども、今後のあり方をきちんと示していただきたいと思います。特に、農業のまちであるということ、そして一次産業のまちであるということでこういった施設を準備したものであると思いますので、そこら辺のところ、目的に沿った対応の仕方というものを改めて考えていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

なぜこれまで、この10数年利用できなかったのかということでございますが、この質問につきましては当時のことでございますので、憶測で答弁するにもわけにもまいりませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思いますが、ただ、これを今有効利用できないかということでございますから、これにつきましては先ほど答弁申し上げましたとおり、しっかりと検討させていただきます。当初の高齢者の生きがい対策ということで、この施設は建設をされて、花の苗の育苗等に使われてきたということでございますので、こうしたことが、これからできないのかどうかということなども含めまして、有効活用に向けてしっかりと検討していきたいと。そのまま投げて置くという話もございましたが、それは、いろいろ検討した後で全く利用することができないという状況になりましたら、また、そういったことも含めていろいろ検討しなければならないものと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 小平議員。

○7番（小平 久君） 当時の状況からして、どうしてこうなったのかということについて、町長、以前からの問題であるということをお願いしたいんでしょうけれども、町長になってからも9年目なんです。その間何ら対策がなかったということなんです。このことのほうが私はむしろ問題だと思います。当初は専任の職員も育てながらきちんと管理してきた。そして退職された後、町長は引き継いで9年間になるけれども、全く何の対応もしなかったということのほうが、私はむしろ問題であると思います。当時の状況からすると、先ほども町長の答弁にあったように、それなりに草花や、いろんな面での活動をしてきて町民に還元してきたということがあったわけでございます。今になってこの9年間何もしなかった。ここら辺について、もう一度答弁を求めておきたいと思います。

○議長（菅原義幸） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。これからの有効活用については、先ほど答弁申し上げましたように十分検討させていただきながら、その利用について有効活用について考えていくという答弁をいたしました。9年目に入っておりますから、8年間どうして何もしなかったという質問であったと思います。この点につきましては、正直に言いまして、もう少し早く有効活用について検討すべきであったと、議員ご指摘のとおりであると思っております。ただ、状況としまして、なかなか当初の目的どおり使うということになりますと、専任職員の配置等様々な課題があるわけでございまして、やはりそれにこだわって、当初の目的どおり使うことについてはなかなか厳しいものがあったということでございます。それを、その枠を超えて、有効に利用すると、これは適化法の関係もございますから、むやみに何でも使えるということではございけません。その範囲でのことでございますが、議員おっしゃられるように、もう少し早くこういった部分に手掛けてもよかったのではないかと反省をしているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 8番、澤田光子議員。

○8番（澤田光子君） ただいま議長のお許しがありましたので、1点について質問させていただきます。

空き家対策について。近年、全国的に空き家が増加しており、防災、防犯上の観点から問題にもなっています。総務省住宅・土地統計調査によれば空き家の数は2008年に全国で約760万戸となり、この20年で約2倍、空き家率で見れば住宅全体の約13%にもなっています。いまや8軒に1軒が空き家という現状が浮き彫りになっていると言われております。空き家が増え続ける背景には高齢化や過疎化があり、一人暮らしが困難になり子どもの元に移転したり、居住者が亡くなる場合が多く、また、中には病院に入院したまま家が放置されるケースもあるかと思えます。放置された空き家は猫やねずみ、犬の住みかになったりします。また、密集している空き家から火事が起こるとひとたまりもありません。我がまち、せたな町においても決して、他のまちの事ではありません。

そこで町長にお聞きします。

せたな町として、空き家の実態調査をした事が有るのかどうか。また、調査する考えはあるのかどうか。また、これからの空き家対策についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは澤田議員の質問にお答えします。

近年、廃屋を含め、空き家の問題につきましては、全国的にも社会問題として取り上げられております。ご質問にありまして、総務省が実施している住宅・土地統計調査によりますと、平成20年10月時点で、全国の空き家の総数は757万戸、空き家率は13.1%となっており、20年前に比べると、倍増している結果となっております。この空き家には、例えば別荘のような、たまに寝泊まりするような住宅や、賃貸または売却のために空き家になっている住宅、また、転勤や入院などの理由で長期にわたって不在になっている住宅、また、建て替えのために取り壊すことになっている住宅などが含まれておりますが、しかしこれらを差し引いても相当数あるものと考えております。これらの空き家などを放置しておきますと、防犯上の問題や火災の危険性に加えて、

冬は雪の重みに耐えきれず倒壊する恐れもあり、更には地域の景観を損ねたり、周辺的生活環境を阻害する原因にもなるわけであります。このようなことから全国的に問題視されている空き家対策ではありますが、全国町村会からも国に対しては、早急に対策を講じるよう要望をしているところがございます。ご質問の、空き家に関する実態調査の実施の有無につきましては、これまでこの種の調査は行ったことはありませんが、本町におきましても空き家、廃屋は今後増加が予想されることから、町内会等のご協力をいただきながら、実態調査を実施することで考えております。また、今後の空き家対策につきましては、実態調査の結果を踏まえた上で検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 2回目の質問をさせていただきます。町長も今おっしゃったとおり、国として本当に問題視されているのがこの空き家対策であります。実際、本町においても、もう何年になりますでしょうか。4、5年経ったと思いますが、空き家から火が出て火事になり、そこは火の気のないところだったのですが、その年に2件の火事がありました。また、昨年においては、おばあちゃんなくなり、そして、そこにおばあちゃんが使ったものを、夏になったらそれぞれの兄弟が持っていくということで、放置しておいて、鍵もちゃんと掛けてあったのですが、その家財道具がそっくりなくなったという実態もあります。そういうことを考えると、本当に何があってもおかしくない状態、そしてまた、せたな町においては人口が減少している中で、先ほど聞きましたら、もう9,000を人口は切ったということでもあります。そのことによって、ひとり暮らしのおばあちゃん、おじいちゃんが居たところが当然空き家になる。子供たちが帰ってくるのかというと、なかなか帰ってこない。私も実は、私ごとではありますが、娘が二人おりますが、その娘たちに言われることは、お父さんお母さんが亡くなったら、お金を私たちに残すことはないけども、家を壊すお金だけは残してくださいと言われております。やはり帰ってくる子供たちがいない中では、空き家になるという実態は、どんどん増えていくのかなと感じます。また、これにおいて空き家対策の、空き家再生等推進事業というのか、そういうものが国として行なっている現状もあります。これは実態としてあることなので、ちょっと申し述べさせていただきますが、地方公共団体や民間事業者などが、空き家を宿泊施設や地域のコミュニティーベースに作り替えて再利用する場合や、防犯上危険な廃屋を撤去する場合などに、国や地方公共団体が費用を補助する空き家再生等推進事業が活用されているということです。同事業は、地域住宅交付金の基金事業に位置づけられており、国庫負担割合は2分の1で、地方公共団体が補助する場合には、民間事業も補助の対象となり、さらに空き家住宅の習得費や所有者を特定するための研修も補助の対象となるということです。また、1戸1棟から補助の対象となる。また、活用事業タイプ場合は、空き家住宅だけではなく、廃校舎や店舗など空き建築物も対象になるということです。それぞれの地域の事情に合わせて、空き家を再利用することにより、地域の活性化や地域コミュニティーの維持、再生、治安、防災対策等の効果が期待できる。また、これは私たちせたな町においても、先進事例を参考にしつつ、空き家再生等推進事業を積極的に活用して、各地域のせたな町の特性を生かした地域活性化につなげる空き家対策をするべきかと、私は思いますが、その点についてまた、町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。

空き家の問題、全国的に大変大きな問題となってきてまいりました。基本的なことから申し上げますと、これは個人の財産でございます。従いまして、所有者が責任を持って処理をする、処分をする。あるいは再利用するということが基本だろうと思っておりますが、それでもそうにはならない住宅もあると思っております。最終的には、調査をしてみなければはっきりとは言えません、しかし、まちとしては調査をした段階で、その空き家の状況にもよりますし、その将来使うために空き家になっているのかどうかということもすべて調査をしてみなければわかりませんが、そうしたことでこれからも放置される可能性が強い状況でありますと、順序としてこれは、当然条例を作らなければならないわけでありますが、所有者に対して指導をします。あるいは勧告をします。さらにもう少し強くなりますと、命令をするという状況が当然出てくるものと思います。それでも従わない場合、強力に解体等を促すことになるわけですが、これは場合によっては公表すると。あるいは罰則を課すと、さらには代執行をするということなども当然視野に入れなければならないと思います。こうした状況の中で、議員おっしゃいましたように、国の再生推進事業等をご紹介されましたが、そうしたことで再利用できるというものも当然あるかと思いますが、しかしそれも調査をしてみなければわかりませんが、必ずしも全部が全部こういった利用が可能ということでは決してないだろうと思っております。従いまして、先ほども申し上げましたように十分調査をさせていただいて、今後の対応を検討するということになるのではないかと思います。今の時点で答えられるのは、その程度ではないかと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 澤田議員。

○8番（澤田光子君） 3回目の質問をさせていただきます。

実は、空き家等対策の推進に関する特別措置法案というものが今回の国で出されるという情報を得ました。その理由として、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に関し、国により基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。ということで、今回提出される見込みとなっておりますが、今町長が言われたように、早めの調査をしなければわからないという実態があるということ。また、私はこの法案が出る前に実際に思っていたことは、やはり、せたな町としてその条例を早めに作っていかなければ、この空き家対策というのは、なかなか手の付けられない部分がありますので、その条例の中に今言われたように、勧告とかそういう中のしっかりした、せたな町としての条例を早めに作っていただきたい。そして、それに基づいたやり方をしていただきたいと思っております。そういうことで、今町長が言われた中で、もう一度、再度この条例それから調査をいつの時点からするのかという具体的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 最後の質問、3回目の質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりこの空き家の問題、様々な問題、課題を抱えているのは事実でございます。その解決が急がれるという思は私も一緒でございます。まず空き家等の施策を推進する新たな法律が提案されるということでございますが、そうしたことも含めて条例を早めに作ってほしいということもございました。私たちも当然できるだけ早くこの条例を作って、有効な対策をしたいと考えております。やはりなんと言いましても条例を作るためには、しっかり調査をしてその根拠を明らかにしなければならないということがございます。その調査はいつかということではございますが、これは新年度の26年度に、早速取りかかりたいと。その結果を見ながら条例制定を進めることになろうかと思っております。国もいろいろ新たな施策を出すということが今後期待されますので、そういった状況を見ながら有効な対策を打ってまいりたいと考えているところでございまして、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） ただいまから昼食休憩に入ります。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

町長から発言を求められております。

町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの一般質問の中で、本多議員からの質問の答弁で、私、檜山管内33カ所で研修が可能という話をいたしました。これは檜山管内ではなくて、せたな町内で33カ所ということで、檜山管内もそういった体制をとっておりますので、相当の数受け入れ可能ということでございますので、訂正させていただきます。

○議長（菅原義幸君） それでは午前に引き続きまして、一般質問を行います。

5番、熊野主税議員。

○5番（熊野主税君） 先に通告いたしました3点の質問について、述べさせていただきます。

まず、1問目です。ふるさと応援寄付について、せたな町にふるさと応援寄附、ふるさと納税をしてくださった方に、せたな産品のお礼をおくることによって、それら寄附金の増額、また、地場産品の消費、宣伝に繋がると思うが、町長の見解をお聞かせください。また、応援寄附をしやすいするために、寄附金の上限額の試算、確定申告の仕方等、相談を受けるようにすることも有効と考えるが如何か。それについて答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは熊野議員の質問にお答えをいたします。

ふるさと応援寄附、いわゆるふるさと納税につきましては、平成20年の地方税法改正によって導入されました制度で、このふるさとの定義は特になくありませんが、生まれ育ったまちや転勤などで以前に住んだことがあるまち、観光や出張などで印象に残ったまちなど、それらの地方公

共同体に寄附することで地方を応援するというものでございます。寄附金のうち2,000円を差し引いた額について、住民税所得割額の概ね1割を上限に、所得税と合わせて全額が控除されることになっております。また、寄附者が納付先や使い道を指定できるということも特徴となっております。本町におきましては、ホームページでふるさと応援寄附の仕組みや寄附の方法、申込書などを掲載してPRに努めておりますが、これまでの実績は平成20年度は10件、85万5,000円、21年度は9件、347万円、22年度、4件、253万円、23年度、6件、223万5,000円、24年度、6件、209万5,000円、25年度、5件、113万円となっております。せたな町の特産品をお礼として贈ることで、寄附金の増額、地場製品の消費拡大やPRに繋がるのではないかと議員からのご質問でございますが、道内では特産品を贈っているのは、179市町村のうち約3割の58市町村となっており、寄附者へのお礼として特産品を贈るなどの特典については、賛否両論あるところでございます。寄附本来の精神から懸け離れているなどの理由によって、7割の自治体では行っていないという実態であります。ご提言の、特産品を贈ることにより地場製品の消費拡大やPRに繋がるという点では私も考えは同じであります。今後、内部で協議、検討をした上で、議会とも相談させていただきながら判断をしてまいりたいと考えていることで、ご理解をいただきたいと考えております。

また応援寄付をしやすくなるための上限額の試算であるとか、申告の仕方、相談を受けるようにということもございますが、これらも今のところ寄付をしていただいた方にはこの辺のこともよくお話をしておりますし、また相談を受けるというようなことがありましたらしっかりと説明をしてまいりたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 町長の答弁では検討するという事なので、これ以上深く追求する何物もないんですが、町長言われるとおり、2,000円を負担金というか、2,000円を除いたほかの部分には、ほぼ1割強くらいの納税であれば、全額戻るという考えからいくと、逆に言うとふるさと納税してくださった方に見れば、2,000円をということになると、この2,000円をふるさとの物でカバーしてあげれば、ほぼ全額戻る理屈にもなりますし、私たちのまちの、おそらくは、ほかのまちのやり方見ても、いろんな条件を付けて、いろんな商品を並べてチョイスしていただく形になろうかと思うんですが、その場合にも納税だけじゃなくて、ほかの意味でもPRになるんじゃないかなというのが1点であります。それと、先ほど実績を20年度からの聞かせていただきましたけれども、だいたい横並びだという思いと、ここには多額に出してくださる方が、毎年1名ないし2名、3名いたと記憶してますので、金額的にはなんです、実際からいうふるさと納税からいくと、かなり応募数は多くはないほうだと私は思いますので、いろんな手立てをして、うちのまちの応援をしたい。かなりの多額の納税をいただいている市町村あると聞きますので、ぜひ検討するという形ですから、先には行ってくださると思うんですが、その辺も含めて先ほど言っていた申告の仕方とも、ほかのところでは、実際1割とはいってまずけども1割強だとかと、所得によって随分算定の仕方が多少ずれるというので、その辺の一番適した納税率、納税額というのはどれくらいかということも算定しているところもあるやに聞きますので、その辺までも検討していただきたいと思うんですがその辺のところの答弁をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。議員おっしゃるように2,000円の部分がこれは負担になるというようなことで、それ以外については税を相殺するという事になりますので、そういうことをございます。ただ今、特産品を贈っておられる3割の58市町村の状況を見ますと、2,000円程度では全然効果がないというようございます。やっぱりお得感といひますか、そういったものが必要だということ、道内で数千万単位、1,000万単位あるいは億を超えている市町村もあります。これは相当な金額をバックしている、贈っているということになりますので、もしやるとしたらそういったことを十分考えながら、ふるさと納税というよりも、むしろ特産品の消費拡大、PRということに徹底して追求していくと。従いまして、この税の趣旨からは相当外れるということになると思っております。ただこれは税法上違反にはなりませんので、それは考え方だと思ひますが、多分いろいろ賛否両論あると考へておりますから、慎重に検討をしていかなければならないと思っております。これはそういうことございます。それから先ほどの二つ目の応援寄付をしやすくなるために、いろいろ相談を受けてはどうかということございます。これも難しいのは、これも税の特長であります。住民税所得割の額の1割ということになっておりますので、所得がどの程度あるか、その年の所得がどの程度になるかということが、わからないと、なかなか回答しづらいうことございます。そういったことありますので、その辺も十分気をつけながら納税者、ふるさと応援をしていただける方々に対しては、相談をしていきたいと考へております。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 先ほどまでの質問については、これからいろいろ検討があるということでお話をされました。そのように多岐にわたって相談しながら進めていただければありがたいと思ひます。

2問目に移らせていただきます。災害時のSNSの利用による情報伝達について、災害時において情報収集による情報把握は大変重要で。そのためには様々な通信手段、伝達方法がありますが、SNSの有効性が注目されております。長野県佐久市では今年2月14日から15日の大雪でツイッターによる積雪情報、交通状況情報収集の例に大雪対策でネットを活用した好例とニュースにありました。この例はツイッターでしたが、ラインやフェイスブック、どのようなアプリがいいのか、また、メーリングリストでやるのがいいのかといういろいろな意味で、災害時に活用できるように早いうちに取り組まなければならないと考へますが、町長の見解をお聞かせ下さい。

○町長（高橋貞光君） 2問目の質問にお答えをさせていただきます。

近年我が国では、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な短時間豪雨による大雨災害、これらによる土砂災害、また、本年2月の南岸低気圧による関東地方を中心とした大雪災害など、異常気象といわれる様な特異な気象による大規模災害が数多く発生をしています。当町におきましても、毎年のように大雨による被害を受けるなど、テレビ等で報道される被災地の様子は、決して他人事はなく、いつ我が身に降りかかる災害となるかもしれないと、気を引き締めるところございます。当町においては、住民への情報伝達手段として防災行政無線、緊急速報エリアメール、まちのホームページ、北海道防災情報システムの公共情報コモンズと連携したテレビ、ラジオからのニュース速報などが

整備されております。議員ご提案のソーシャルネットワーキングサイトを活用した情報伝達は、先ほど申し上げた防災行政無線等とは異なり、住民からのリアルタイムでの情報提供が可能、いわゆる双方向での即応性に長けている部分があるとして、大規模災害の際に、地域住民相互の情報交換手段としてSNSが活用され、大きな効果を上げているということは承知しております。しかしながら、このソーシャルネットワーキングサイトは一つ間違えると、誤った情報の拡散、言葉尻をとらえたいわれなき誹謗中傷、いわゆるネット炎上を招くなど、それなりのリスクを伴うことも、広く知られているところであります。これらのリスクマネジメントを適切に行いながら、議員ご提案のとおり、有効な情報伝達、情報収集手段としてのSNSの活用を検討して参りたいと考えていることでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 今の私たちのせたな町で、町長が政策でやっていただきました、光通信網が隅々まで整備されている状況。それから各公共施設には携帯電話通信会社によるワイファイ環境は昨年から供用されております。この環境は、普段設置した通信会社の端末機器が無料で使えるという条件で、他社の端末は残念ながら有料だということですが、災害時には通信会社を問わず携帯電話、スマホ、ワイファイ環境で端末機器がすべて使えるようになっているというインフラの整備が進んでいるまちだと私は思っております。今、町長が言われたように音声による緊急通報の障害が発生した場合、このソーシャルネットワーキングシステム、これ自体送受信を実際にやっていかないとどのような問題が起きるかということは、見当がつかないことがある。多岐に問題があることは今から言われておりますけれども、実際にはどんな問題点があるか。また、確かに無条件で災害のときには、端末を各公共施設に付けてくださった通信会社はあるんですけど、実際どのように運営できるかどうかということも検証もまだされてません。そんなこともありまして、せっかくインフラがほかのまちよりも先んじてやってるんですから、その中の共用する面でも先行してやっていくということになるとすれば、早いうちに試行をする、運用をしていかないとそのルールをどう決めていっていいのか、どのように皆さんからの情報伝達を受けて、また、逆にまちの方からどのように伝達ができるかということも早いうちにやっていかないと、結果、1番使いたいときに用をなさないというか、うまく運用できないんじゃないかという危惧がございますので、その辺を考えた取り組みをどのようにしていくか、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 実は、ソーシャルネットワーキングサイトの活用につきましては、総務課の広報統計係で、これは昨年の選挙前の話であります。これは前副町長からの指示もございまして、せたな町としてこの活用について担当者レベルで検討するよということ、検討させている状況、経過がございます。また、他の自治体の例をとりましても、これは自由に使わせるということではなくて、運用ポリシーであるとか活用のガイドラインというものを、きちっと作成をして、運用している状況にありますから、当町におきましても、同様にこうした原案の作成を進めているところであります。こうしたせたな町の方針を固めた段階で、防災情報につきましても運用してまいりたいと考えております。運用される時期はいつなんだという、この次の質問にあるような気がいたしますので、先にお答えしておきますが具体的な時期は未定であります。しかし、リスクマネジメ

ントに関する事項について、協議が整い次第、公式アカウントの取得手続きを進める。これについては担当の話では1ヶ月程度で出来るということでございますので、その前のリスクマネジメントに関する事項の協議、これらを急いでなるべく早い時期に開設できるように進めてまいりたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 早いうちに取り組むということなんで、次の質問に移らせていただきます。

3問目です。児童、生徒の携帯電話、スマートフォン等の利用状況と指導についての質問であります。教育長の今回の教育行政執行方針の中でも、児童、生徒の携帯電話やスマートフォンなどのトラブル等についてその指導に触れております。せたな町でも新年度からICT教育が始まりますが、ほかの市町村ではパソコンを家庭に持ち帰らせている学校があると聞きます。このようなネットワーク社会の真っ只中で生活していかなければならない子どもたちへの指導が大変重要になってくると考えます。そこで、1、児童、生徒の利用状況。2、問題になった事例はあるか。3、具体的な対策、指導法。以上3点についての質問をいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 熊野議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1点目の児童生徒の利用状況ですが、町教育委員会では全学校に対する一斉調査は行っておりません。このため、学校が独自に調査した結果を申し上げさせていただきます。

中学生の携帯電話やスマートフォンの所持率は25%、生徒237名のうち59名が所有しております。ただし、学校への持ち込みは禁止しております。生徒に対しましては、利用に関する啓発リーフレットの配布や、外部講師を招いた安全利用の教室を開催するなどして、利用方法や個人情報管理の適切な管理などについて指導しております。保護者に対しましては、入学説明会やPTA総会などにおいて、携帯電話の必要性の有無やフィルタリング、利用時間、使用ルールなどを決めて使用することをお願いしております。

小学生につきましては、所持率の調査は行っておりませんが、少数の所持者が見受けられます。

学校への持ち込みについては、中学校と同様に禁止をしております。児童に対しましては、啓発資料の配布や全校集会、総合学習の時間、ホームルームにおいて指導しております。保護者に対しましては、学校だよりや、PTA研修会、講習会においてフィルタリングなどの安全利用について周知、啓発をしております。

2点目の問題になった事例ですが、小学生においてはありませんが、中学生において少数ではありますが、メールやラインにおいてお互いの感情を害する書き込みの事例があり指導しております。

また、フェイスブックやライン、ツイッターなどで個人情報を発信してしまうなどの利用をしていた生徒に対して指導し、やめさせたという事例もありました。

3点目の具体的な対策、指導方法ですが、北海道教育委員会においては、児童生徒によるネット上の不適切な書き込みが後を絶たず、いじめや福祉犯罪被害に発展する恐れもあることから、民間業者に委託してネットパトロールを実施しております。不適切な書き込みを発見した場合は、当該市町村の教育委員会へ連絡があり、昨年5月からは、各学校においても北海道教育委員会の定めるガイドラインに基づき、ネットパトロールを新たに実施する運びとなりました。教育委員会としま

しても、北海道教育委員会からの通知を受け、5月13日に開催した校長会議、並びに教頭会議において実施するよう指示したところであります。各学校の実施状況を申し上げますと、学校ネットパトロールは、9月末と3月末の年2回、教育委員会に報告することになっております。9月末の結果報告では、延べ76名の教職員がこれに携わり、実施回数で54回、実施時間で48時間となっております。特に、問題となる書き込みは見受けられなかったとの報告を受けております。

また、せたな地区防犯協会からは、昨年、町内の全小中学生、高校生に対しまして、携帯サイトの利用に対する注意や、フィルタリングの活用を啓発するクリアファイルを配付していただきました。児童生徒を含め、青少年の育成にご貢献いただいておりますことに感謝を申し上げます。教育委員会といたしましては、子どもたちが携帯電話のメールやインターネットを利用する機会が近年、急激に増加してきており、子どもたちの生活スタイルや人間関係において多大な影響を及ぼす恐れがあると考えております。今後も、北海道教育委員会との連携を十分に図るとともに、学校におけるネットパトロールの実施状況を把握し、学校に対して必要な指導助言と情報提供に努めてまいります。また、ネットパトロールの検索技術の向上や最新の情報など、教職員や保護者が学習できる機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 今、教育長がおっしゃったとおりです。いろんな問題がありまして、かといってこれについての特効薬があつて、こうすれば大丈夫ということも実はありません。ただ、先ほどの質問ともリンクするんですけども、現状でもそうですし、今の子供たちのこれからの環境を考えれば、それらのことを無視して生きていくことにはなりません。間違いなくそういうネットワークの社会の中に、どっぷり浸かってこれからもやっていかなければならないと思います。そこで、もう一つお聞きしておきたいことあるんですが、携帯電話、スマートフォンの関係でお話をいただいたんですけども、もしわかりましたら、児童生徒方が家庭に帰ってからパソコンをいじっているのかどうかというデータがありましたら教えていただきたいと思います。それと、今言ったとおり大変難しい問題だと言ったものの、これからずっと彼らは避けて通れないネット社会なので、この海は危険だから泳ぐなではなくて、そこの海で泳がせるためにはどうするかという考え方も必要かと思ひます。ですから事あるごとに、ネットの利用する便利さ、逆にその問題点。どんな危険性をはらんでいるかといった、情報のモラルを学校それから保護者いろいろな方と連携しながら、とにかく使うんじゃない、するんじゃない、触るんじゃないではなくて、触った時に、いじった時にやらなきゃいけないときには、きちんとした常識ある正常な運用、使用できるようなことを事あるごとにやっていただきたいと思いますが、その辺についても答弁をよろしく願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） まずはじめにパソコンの利用状況と使用数についてでございますけれども、小中学校における児童生徒のパソコンの所有者数でございますけれども、学校独自で調査している数値となります。調査してない学校もありますので、ご了承を願ひたいと思ひます。初めに中学校ですが、大成中学校は45人のうち23人。51.1%が所有しております。瀬棚中学校は、未調査でございます。北檜山中学校は109人のうち64人。58.7%が所有しております。次に小学校です。久遠小学校と瀬棚小学校は未調査でございます。小倉山小学校は5人全員で10

0%になります。玉川小学校は8人のうち6人で75%が所有しております。北檜山小学校は、5、6年生だけの調査でございます。47人中28人。59.6%が所有しております。若松小学校は7人のうち5人。71.4%が所有しております。馬場川小学校は3人とも所有で100%になっております。未実施校を除く7校合計では、224人のうち134人。59.8%ということで、このデータを見る限り、約6割の児童生徒がパソコンを所有している状況でございます。

次に、それぞれスマートフォンとか携帯でのいろいろな危険性ということでございますけれども、まず初めに全国の携帯電話のスマートフォンの所持率がございまして、小学生は36%、中学生が52%、高校生になりますと97%ということでございまして、先般、檜山北高にも確認したところ、高校生になると爆発的に所持率が上がりまして、約99%ほどの所持だというようなことでございます。年齢に応じてだんだん高くなるという傾向がございまして、先ほどの学校独自の調査と比較しますと、全国に比べて当町の生徒の所持率は、どちらかといえば低い傾向にあるんじゃないかと思っておりますけれども、ただし、パソコンについては6割を超えてるといような状況でございます。所有している理由については、いろいろあるのしょうけれども保護者が我が子に携帯やパソコンを買い与えているという状況でございますので、当教育委員会といたしましては、平成21年度の文部科学省の通知にございます学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止という指導に当たっているというところでございます。しかし、先ほど議員もご指摘ございましたけれども、それだけで問題の根本的な解決になると思っておりません。児童生徒に正しい知識と使用方法を学ばせることが重要だと認識をしているところでございます。特にラインなどのグループコミュニケーションアプリ、それとメールなどによるトラブルにつきましましては、通常のいじめであれば、周囲の目もあり歯止めが掛かるところでございますけれども、こうしたサイバー空間における1対1、またはグループ間というような世界でのいじめは発覚しにくいというようなことがございまして、非常にエスカレートしやすいともいわれております。担任の教師であっても、その実態把握が非常に困難だということも聞いておりますが、先生方にはできるだけアンテナを高くしていただき、その兆候などがあつたときには、速やかに保護者の協力のもとで、その実態把握に努めていただいているところでございます。したがってグループコミュニケーションアプリやメールなどによる友人間での感情のもつれ、または不適切な書き込みによる誹謗中傷などがあつたときには、いじめ自殺などの重大事故に繋がりにかねないことがございますので、学校、保護者それと北海道教育委員会など関係機関と連携をしながら、危機感を持って迅速に対応していきたいと考えております。また、インターネット上のトラブルに対する対策でございますけれども、ネットパトロールの実施については、今後も継続して実施するよう各学校に指導してまいります。それと北海道教育委員会で実施しております。保護者と教員向けのインターネット検索技術の向上、それと先のネットトラブルの傾向などの知識の習得のための研修会にも積極的に参加するようお願いしていく考えでございます。いずれにいたしましてもネット上のトラブルは、いじめや犯罪に発展する恐れがありますので、ホームルーム総合的な学習時間などを通して、ネットに依存せず小中学生としてふさわしい人間関係を持つことの大切さを指導するよう各学校に、お願いをするというようなことでございます。また、保護者の方々には、協力を得まして、通信事業者が提供しております有害サイトへのアクセスを制限する。いわゆるフィルタリングを必ず携帯、スマートフォン、パソコンなどに設定するよう

お願いして対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

予算審査特別委員会を終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年4月14日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 大 野 一 男

署 名 議 員 内 田 尊 之

## 平成26年第1回せたな町議会定例会 第3号

平成26年3月14日（金曜日）

### ○議事日程（第3号）

- 1 諸般の報告
- 2 行政報告
- 3 予算審査特別委員会委員長報告  
〔議案第1号から議案第11号及び議案第40号から議案第49号〕
- 4 議案第27号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第28号 せたな町税条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第29号 せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第30号 せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第31号 せたな町国民宿舎条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第32号 せたな町防災行政無線施設管理条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第33号 せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第34号 指定管理者の指定について（町営牧場）
- 12 議案第35号 指定管理者の指定について（米乾燥貯蔵施設）
- 13 議案第36号 指定管理者の指定について（玄米ばら集出荷施設）
- 14 議案第1号 平成26年度せたな町一般会計予算
- 15 議案第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 16 議案第3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 18 議案第5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 19 議案第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 20 議案第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 21 議案第8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 22 議案第9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 23 議案第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 24 議案第11号 平成26年度せたな町病院事業会計予算
- 25 意見案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 26 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における事務継続調査の申し出について

### ○出席議員（12名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 奥村喜美男君 | 2番 本多浩君  |
| 3番 大野一男君  | 4番 内田尊之君 |

5番 熊野主税君	6番 石原広務君
7番 小平久君	8番 澤田光子君
9番 大湯圓郷君	10番 細川伸男君
11番 平澤等君	12番 菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	梶田道廣君
農業委員会会長	三上博則君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君
財政課長	高田威君
税務課長	堂端重雄君
町民児童課長	中野真一君
保健福祉課長	井口勝則君
産業振興課長	鎌田勝幸君
建設水道課長	丹羽光則君
出納室長	原田一美君
国保病院事務局長	小林安晴君
産業振興課参事	下堀亨君
総務課長補佐	高橋純君
総務課長補佐	中野俊司君
財政課長補佐	神田昌君
税務課長補佐	丹羽優君
町民児童課長補佐	樋口靖君
町民児童課長補佐	佐々木真由美君
保健福祉課長補佐	西田良子君
保健福祉課長補佐	元島敬二君
地域包括支援センター所長	横川忍君

産業振興課長補佐	渋	田	彰	人	君
産業振興課長補佐	八	木	忠	義	君
農業センター副所長	三	浦	孝	史	君
建設水道課長補佐	原			進	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	尊	保	和	仁	君
建設水道課長補佐	早	川	泰	二	君
出納室長補佐	関		功	悦	君
国保病院事務局次長	小	板	橋	司	君
総務課主幹	増	田	和	彦	君
税務課主幹	濱	口	喜	秋	君
税務課主幹	佐	々	木	正	君
町民児童課主幹	濱	登	幸	人	君
町民児童課主幹	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課主幹	上	野	宏	行	君
保健福祉課主幹	長	内		京	君
産業振興課主幹	浜	高	正	明	君
農業センター主幹	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
建設水道課主幹	平	田	大	輔	君

《大成総合支所》

総合支所長	岡	崎	邦	三	郎	君
産業建設課長	佐	野	英	也		君
地域町民課長補佐	木	村	一	男		君
産業建設課長補佐	沖	崎	孝	純		君
産業建設課長補佐	杉	村		彰		君
地域町民課主幹	中	川		讓		君
産業建設課主幹	久	津	間	智		君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治		君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒	谷	正	義	君
産業建設課長	福	士	裕	繼	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	萩	原	勝	幸	君
産業建設課長補佐	松	岡	義	明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高	木	雅	彦	君

地域町民課主幹 古畑英規 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 田 円 裕 君

教育委員会事務局長 篠塚三喜郎 君

大成教育事務所長 辻雄一 君

教育委員会事務局次長 横川洋二 君

瀬棚教育事務所長 沖崎善光 君

教育委員会事務局主幹 上野朋広 君

教育委員会事務局主幹 丹羽小百合 君

教育委員会事務局主幹 黒澤美知子 君

給食センター副所長 早川克紀 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 吉 崎 照 人 君

農 地 係 長 長 内 解 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 西 村 晋 悟 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 佐々木 正 則 君

事 務 局 次 長 佐 藤 英 美 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 佐々木 正 則 君

事 務 局 次 長 佐 藤 英 美 君

事 務 局 書 記 松 林 功 君

◎開議宣告

- 議長（菅原義幸君） 皆さん、ご苦労様です。  
ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

- 議長（菅原義幸君） 日程第1、諸般の報告は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 行政報告

- 議長（菅原義幸君） 日程第2、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
町長。  
○町長（高橋貞光君） それでは本年4月以降の医師体制についてご報告を申し上げます。町立国保病院につきましては、森院長中心に内科、外来を原田先生、現在、育児休業中で4月下旬から復職予定の小林理望先生、昨年10月から嘱託医として勤務しております遠藤先生、小林久倫先生には引き続き勤務していただけることになりました。また、瀬棚及び大成診療所につきましては町政執行方針で申し上げましたとおり、村中所長、小六所長に引き続き勤務していただけることとなっております。両所長に改めて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。  
以上、本年4月からの医師体制についてご報告を申し上げます。  
○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第3 予算審査特別委員会委員長報告

- 議長（菅原義幸君） 日程第2、予算審査特別委員会に付託した議案第1号から第11号までと議案第27号から第36号までの予算審査特別委員会における審査について特別委員会委員長の報告を求めます。  
小平委員長。  
○7番（小平 久君） ただいまの件について本議会定例会初日の3月5日、本予算審査特別委員会に付託された平成26年度各会計予算、議案第1号から議案第11号までと関連条例案等、議案27号から議案第36号までの21件について、予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。当特別委員会は3月13日、14日に委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い慎重かつ精力的に審査した経過において、議案21件はすべて原案可決と決定いたしました。  
議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く11名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので、全21議案とも質疑を省略し、討論採決に入られることを進言して、せたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は、全21議案を原案可決と決したとするものでございます。

また、特別委員会は議長を除く11名で構成され、審査は十分に尽くされているので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいとの進言がありましたので、委員長進言どおり取り進めたいと思います。

◎日程第4 議案第27号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、議案第27号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第27号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第28号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第28号 せたな町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

議案第28号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第29号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第29号 せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

- 議長(菅原義幸君) 討論を終わります。  
これより議案第29号について採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。  
よって、議案第29号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第30号

- 議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第30号 せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

- 議長(菅原義幸君) 討論を終わります。  
これより議案第30号について採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。  
よって、議案第30号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第31号

- 議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第31号 せたな町国民宿舎条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

- 議長(菅原義幸君) 討論を終わります。  
これより議案第31号について採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。  
よって、議案第31号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第32号

- 議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第32号 せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第10 議案第33号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第33号 せたな町営農用水道等給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第33号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第11 議案第34号

○議長(菅原義幸君) 日程第11、議案第34号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第34号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第35号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第35号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第35号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第36号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第36号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより議案第36号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第1号 平成26年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

最初に反対討論はございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論を許します。

本多議員。

○2番（本多 浩君） 私は平成26年度一般会計予算に対し賛成討論をいたします。

前年対比7.2%となる総額88億9,191万5,000円は高橋町政3期目のスタートとしての積極予算として評価いたします。

懸案であった消防庁舎建設や保育料の引下げによる子育て支援策の拡充、また水産物保冷施設建設など本町経済活性化に前向きに取り組まれていると認めるところであります。

地方交付税の一本算定を間近に控え、財政基盤の確立を目途とする各基金造成など、課題は山積しておりますが、町民一人一人の目線に立った安心、安全な町政を議会、職員と一丸となって実現するよう期待し、賛成討論といたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) ほかに討論希望ございますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第15 議案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第16 議案第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、議案第3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第17、議案第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第5号

○議長(菅原義幸君) 日程第18、議案第5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第19、議案第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第7号

○議長(菅原義幸君) 日程第20、議案第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第7号について採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第8号

○議長(菅原義幸君) 日程第21、議案第8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第8号について採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第9号

○議長(菅原義幸君) 日程第22、議案第9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第9号について採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第10号

○議長(菅原義幸君) 日程第23、議案第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第10号について採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎日程第24 議案第11号

○議長(菅原義幸君) 日程第24、議案第11号 平成26年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより議案第11号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第25 意見案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第25、意見案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡

充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野議員。

○5番(熊野主税君) 意見案第1号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案を提出するにあたり、提出理由を述べさせていただきます。我が国においてウイルス性肝炎は国の法的責任は明確になっておりますが、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的としたインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く生活は困窮をきわめている現状です。現在は肝硬変を中心とする肝疾患も障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、肝炎患者に対する生活支援に実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。平成23年12月特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時、肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めることとの附帯決議がなされましたが、国は何ら新たな具体的措置を講じておりません。肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方々が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であります。よって政府は下記事項を実現するよう強く要望します。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書案を提出したく、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第26 意見案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第25、意見案第2号 国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多議員。

○2番(本多 浩君) 国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書案について内容の説明を行います。TPP交渉は、ことし2月のTPP閣僚会合においても、実質合意は見送られました。しかしながら4月のオバマアメリカ大統領の訪日までに、実質合意、原則合意の道筋を付け日米首脳会談において、日本側が新たな情報を行うことが強く懸念されています。TPPは聖域なき関税撤廃と、一部の多国籍企業に都合のよいルール改正や規制緩和を同時に進める危険な協定であります。特に農林水産業が基幹産業となっている北海道並びに本町において、重要農畜産物5品目などの関税撤廃や関税引き下げが行われた場合は、持続的に農林水産業に取り組むことは困難となり、自然環境と地域社会の崩壊を招くことは自明の理である。こうした中で、日本政府が、国会や国民全体に対して十分な情報提供がないままに、アメリカからの完全かつ包括的な自由化要求に応じ、国会決議を逸脱するような譲歩を行うことは断じて容認できず、国益を損なうTPP合意には断固反対である。また、国会決議を守れない場合は、TPP交渉から脱退すること強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書案を提出するものであり、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

#### ◎日程第27 発議第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第27 発議第1号を議題といたします。三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で本定例会に付議された全ての事件の審議は終了いたしました。  
以上で会議を閉じます

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって平成26年第1回せたな町議会定例会を閉会いたします。  
長時間にわたってご苦勞様でした。

閉会 午後 3時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年4月14日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 大 野 一 男

署 名 議 員 内 田 尊 之